

第2期 西東京市スポーツ推進計画



令和6(2024)年3月

西 東 京 市

はじめに



スポーツは、「する」ことで健康づくりに寄与すると同時に、「みる」ことや「ささえる」ことでも喜びや楽しみを感じられるものであります。

西東京市では、平成 18 (2006) 年 3 月に「西東京市スポーツ振興計画」、平成 26 (2014) 年 3 月には「西東京市スポーツ推進計画」(以下、「前計画」という。)を策定し、スポーツによって市民それぞれが健康で活動的になり、またスポーツをきっかけに地域の様々な人がつながり、地域が活性化するような環境づくりを推進してまいりました。

この間、令和 2 (2020) 年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界中に大きな影響を与え、スポーツ環境におきましても大きな変換期となりました。そのような情勢の中、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)の開催が 1 年延期となり、無観客での開催という、かつてない逆境の中、各選手たちの全力のパフォーマンスは、世界中を感動させ、かけがえのないレガシーとなりました。

東京 2020 大会を契機とし、人々のスポーツに対する意識が高まり、「する」スポーツだけではなく、「みる」スポーツや「ささえる」スポーツといった様々なスポーツへの関わり方により、多様な人がスポーツに親しむ機運も醸成されました。

一方で、スポーツを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、少子高齢化社会の進行、子どものスポーツ機会の減少、スポーツに無関心な人の割合の増加やスポーツ施設の劣化等、市のスポーツに関する課題が多々あると認識しております。

このような市におけるスポーツの実態やニーズを踏まえ、前計画が令和 5 (2023) 年度で最終年度を迎えることから、国の「スポーツ基本法」並びに「第 3 期スポーツ基本計画」や東京都の「東京都スポーツ推進総合計画」を踏まえ、前計画を発展的に継承し、「スポーツを通して生涯健康で心豊かに暮らすことができる、活気と魅力あふれるまち」を基本理念とし、本計画を策定いたしました。

今後は本計画を基に、ライフステージに応じたスポーツの推進、誰もがスポーツに親しむことができる共生社会の実現、スポーツを通して、人と人をつなぎ、地域コミュニティの醸成やまちづくりを推進するため、市民、スポーツクラブ・団体、民間事業者、地域活動団体などと連携し、取り組んでまいります。

本計画の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました「西東京市スポーツ推進審議会」の皆様をはじめ、令和 4 (2022) 年度に「西東京市スポーツに関する市民意識調査」にご協力いただいた関係各位、貴重なご意見を頂戴した市民、関係機関、関係団体の方々に心より感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

西東京市長

池澤 隆史

目次

第1章 計画の概要

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	3
4	本計画におけるスポーツ	3

第2章 西東京市のスポーツの現状と課題

1	西東京市のスポーツを取り巻く社会動向	6
2	西東京市の現状	9
3	市民のスポーツに対する意識	14
4	西東京市のスポーツの課題	21

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	24
2	基本目標	25
3	計画体系	26
4	計画の指標	28

第4章 施策

基本目標1	ライフステージに応じたスポーツの推進	30
基本目標2	だれもがスポーツに親しむことができる環境の充実	33
基本目標3	スポーツを通じた地域コミュニティの醸成	35
基本目標4	スポーツを通じたまちづくり	38

第5章 計画推進のための方策

1	各主体の役割	42
2	計画の評価と進捗管理	43

資料編

1	第2期スポーツ推進計画策定の経緯	46
2	第2期スポーツ推進計画策定の体制	49
3	西東京市の公共スポーツ関連施設	53
4	スポーツ基本法	57
5	用語解説	67

第 1 章

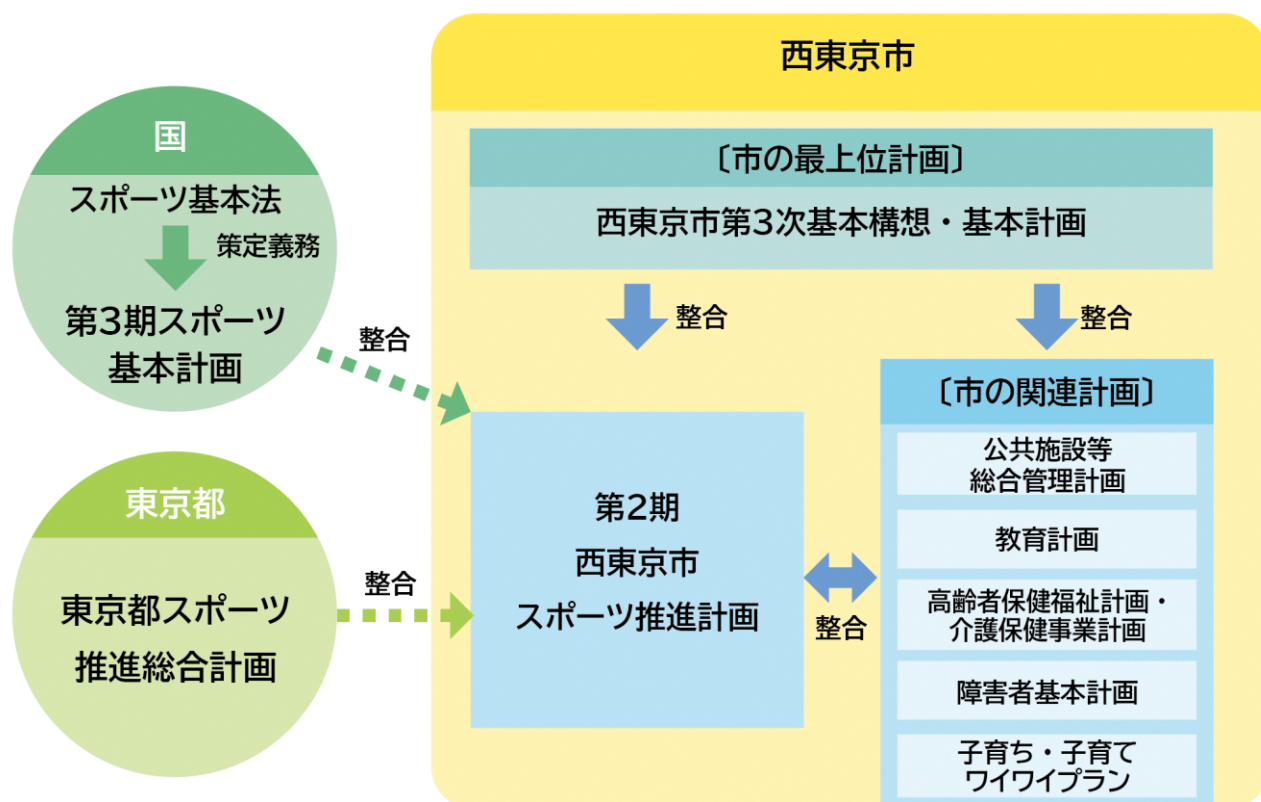
計画の概要

1 計画策定の趣旨

市では、平成 26（2014）年 3 月に前計画を策定し、スポーツによって市民それぞれが健康で活動的になり、またスポーツをきっかけに地域の様々な人がつながり、地域が活性化するような環境づくりを推進してきました。前計画が令和 5（2023）年度には最終年度を迎えることから、市におけるスポーツの実態やニーズを踏まえ、前計画を発展的に継承し、市のスポーツ施策の一層の推進を図るため、第 2 期となる本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国のスポーツ基本法（平成 23（2011）年 6 月制定）第 10 条ならびに第 3 期スポーツ基本計画（令和 4（2022）年 3 月／文部科学省）や東京都の「東京都スポーツ推進総合計画」（平成 30（2018）年 3 月）を踏まえ、市におけるスポーツ推進を図るため、西東京市スポーツ推進審議会の答申（令和 6（2024）年 2 月）を受け、策定するものです。また、市の最上位計画である「第 3 次基本構想・基本計画」（令和 6（2024）年 3 月）や関連計画におけるスポーツ分野についての施策を包括的に体系化し、より具体化するものとして策定するもので、それぞれの上位計画、関連計画との整合性を踏まえた計画としています。



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和15（2033）年度を最終年度とした合計10年間とします。

	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度	令和13 (2031) 年度	令和14 (2032) 年度	令和15 (2033) 年度
第3次 基本構想・ 基本計画										
第2期 西東京市 スポーツ 推進計画										

4 本計画におけるスポーツ

本計画は、「スポーツ」を幅広く捉え、自らが身体を動かして行う「する」スポーツだけではなく、競技を観戦する「みる」スポーツや、監督・コーチなどの指導者、スポーツ大会の審判やスタッフ、プロチームのファンやサポーターとして参加する「ささえる」スポーツなども、スポーツとして捉えています。

そして、「スポーツ」を多様な競技種目・レベルや「する」、「みる」、「ささえる」の3つの関わり方として捉えるだけではなく、階段の昇り降りや、駅までの徒歩の移動、身近な場所・環境での散歩など、日常生活における身体活動を含むものとしても捉えます。

このように、「スポーツ」という概念や活動を広く定義づけ、市民のだれもが楽しめるスポーツを推進していきます。

また、本計画では障害の有無にかかわらず多様な市民が楽しめるスポーツを「パラスポーツ・インクルーシブスポーツ※1」とし、市民一人ひとりの状況に応じて誰もがスポーツに親しむことができる環境を充実していきます。

令和4（2022）年度に実施した「西東京市スポーツに関する市民意識調査」では、野球やテニス等の競技スポーツだけでなく、ウォーキング・散歩やラジオ体操等のほか、目的地のひとつ手前の鉄道駅で降車して歩くことやエレベーターを使わず階段移動すること、家事の合間に行う筋力トレーニングなど、自らが意志を持って体を動かすことも「スポーツ」に含めることとして調査を実施しました。

※1 市民意識調査時点で「障害者スポーツ」という表現を用いていたため、一部表現が混在しています。

コラム

スポーツと健康の関係

スポーツをよく行っている人は、生活習慣病の罹患率や死亡率が低いことから、スポーツには身体健康維持に効果があることが認められています。また、スポーツは、メンタルヘルスや生活の質の改善に効果をもたらします。さらに高齢者においては、歩行などの日常生活の身体活動が寝たきりや死亡を減少させる効果があります。

参考： 厚生労働省『健康日本 21』

第 2 章

西東京市のスポーツの現状と課題

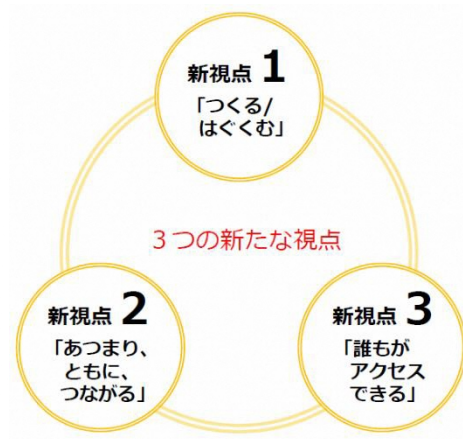
1 西東京市のスポーツを取り巻く社会動向

(1) 国の動向

国は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、令和4（2022）年3月に「第3期スポーツ基本計画」を策定しました。

同計画では、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを実現できる社会を目指すためには、「つくる／はぐくむ」「あつまり、ともに、つながる」「誰もがアクセスできる」の3つの新たな視点が重要であるとし、東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けた重点的に取り組むべき施策を示しています。

また、国は、令和4（2022）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識のもとに地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備するとしています。



●第3期スポーツ基本計画で取り扱う「スポーツ」

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形で「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つもの（「Well-being」の考え方にもつながる）

基本



スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという社会活性化等に寄与する



など

●東京2020大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に向けた重点施策



東京大会の成果を一過性のものとし、持続可能な国際競技力の向上



安全・安心に大規模大会を開催できる運営ノウハウの継承



東京大会を契機とした共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進



東京大会で高まった地域住民等のスポーツへの関心の高まりを活かした地方創生・まちづくり



東京大会に向けて培われた官民ネットワーク等を活用したスポーツを通じた国際交流・貢献



東京大会の開催時に生じたスポーツを実施する者の心身の安全・安心確保に関する課題を踏まえた取組の実施

（出典：スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」）

コラム

オリンピック・パラリンピックのレガシー

国際オリンピック委員会（I O C）によると、オリンピック・パラリンピックのレガシーとは、オリンピック・パラリンピック大会が開催都市にもたらす有益な影響とされ、スポーツ、社会、環境、都市、経済の5分野のレガシーが挙げられています。

総務省によると、I O Cが平成23（2011）年にオリンピック憲章に「レガシー」を明記したことをきっかけに、近年開催されるオリンピック・パラリンピックでは毎回「レガシー」が規定されるようになっています。

大会を通して開催都市にもたらされる有益な影響を社会の遺産として活用することを狙いとしており、国や東京都はそれぞれレガシー創出に向け取り組んでいます。

東京都は、『『未来の東京』戦略version up 2023』（令和5（2023）年1月）において、オリンピック・パラリンピックレガシー戦略を位置づけ、共生社会の実現に向けた手話言語条例制定を踏まえた取組やボランティアを文化として定着し都民参加と協働を推進する取組などを都市のレガシーとして発展させ、都民生活を向上するとしています。

参考：国際オリンピック委員会（I O C）『オリンピックレガシーブックレット』

総務省『情報通信白書 令和2年版』

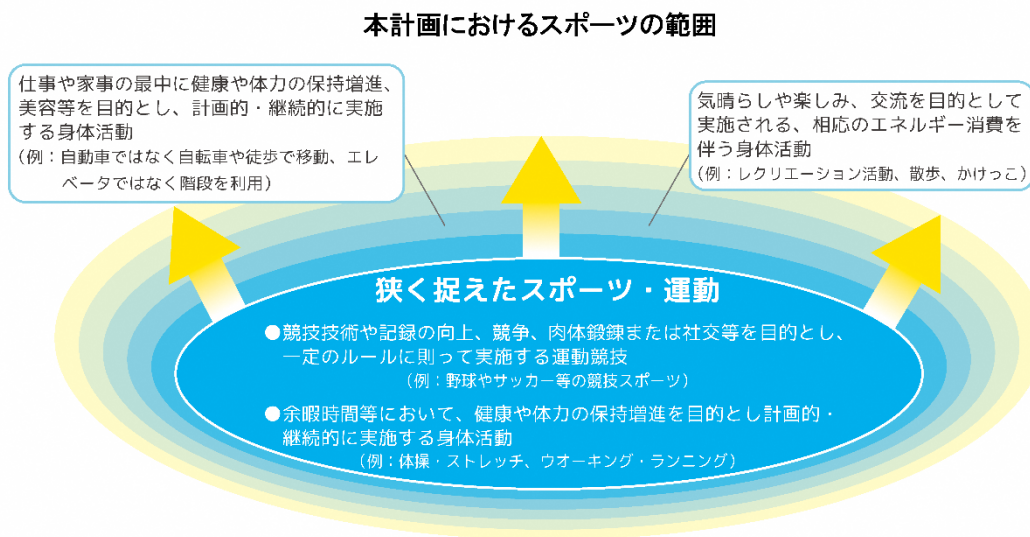
東京都『『未来の東京』戦略version up 2023』

(2) 東京都の動向

東京都は、「東京都スポーツ推進計画」と「東京都障害者スポーツ振興計画」を統合した「東京都スポーツ推進総合計画」を平成30(2018)年3月に策定しました。

同計画では、「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げ、3つの政策目標(「スポーツを通じた健康長寿の達成」「スポーツを通じた共生社会の実現」「スポーツを通じた地域・経済の活性化」)を達成するため、「する・みる・支える^{※2}」の3つの視点から様々な施策に取り組んでいます。

●東京都スポーツ推進総合計画におけるスポーツの範囲



●3つの政策目標と「する・みる・支える」の3つの視点

	するスポーツ	みるスポーツ	支えるスポーツ
政策目標01 スポーツを通じた健康長寿の達成 将来イメージ 都民の誰もが、気軽にスポーツに関わることによって、心身の健康が維持・増進し、いきいきと生活しています。	01 スポーツをすることへの関心喚起 02 スポーツを始める機会の創出 03 スポーツを身近でできる場の確保 04 成長段階にある児童・生徒の体力向上 05 競技力向上の取組を通じたスポーツ実施の推進	06 スポーツをみることの魅力発信 07 スポーツをみる機会の創出	08 スポーツを支える人材の育成 09 スポーツによる事故防止等の推進 10 スポーツを支える都民の顕彰等
政策目標02 スポーツを通じた共生社会の実現 将来イメージ 障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず、全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら共生しています。	11 誰もが楽しめるスポーツへの理解促進 12 障害の有無に関わらないスポーツ振興 13 幼児・子供のスポーツ振興 14 高齢者のスポーツ振興 15 性別に関わらないスポーツ振興	16 障害者スポーツの更なる魅力発信 17 誰もが気軽に観戦できるスポーツ環境の整備	18 多様なスポーツの振興に向けた人材の育成 19 多様なスポーツを支える基盤づくり 20 スポーツを通じた被災地支援
政策目標03 スポーツを通じた地域・経済の活性化 将来イメージ 都民が様々なスポーツを日常的に楽しむとともに、企業・地域団体等もスポーツの楽しさを実感できるサービス等を提供し、地域や経済が活性化しています。	21 スポーツクラスターを核とした地域の活性化 22 官民連携によるスポーツ気運の醸成 23 東京を活性化させるスポーツイベント等の展開 24 地域におけるスポーツ活動の推進	25 スポーツ観戦の魅力発信 26 アスリートの活躍を通じたスポーツ気運の醸成 27 スポーツ施設における観客の満足度向上	28 スポーツに関する技術開発・市場開拓への支援 29 地域や経済の活性化に寄与した団体等の顕彰 30 スポーツを通じた国際交流

(出典：東京都「東京都スポーツ推進総合計画」)

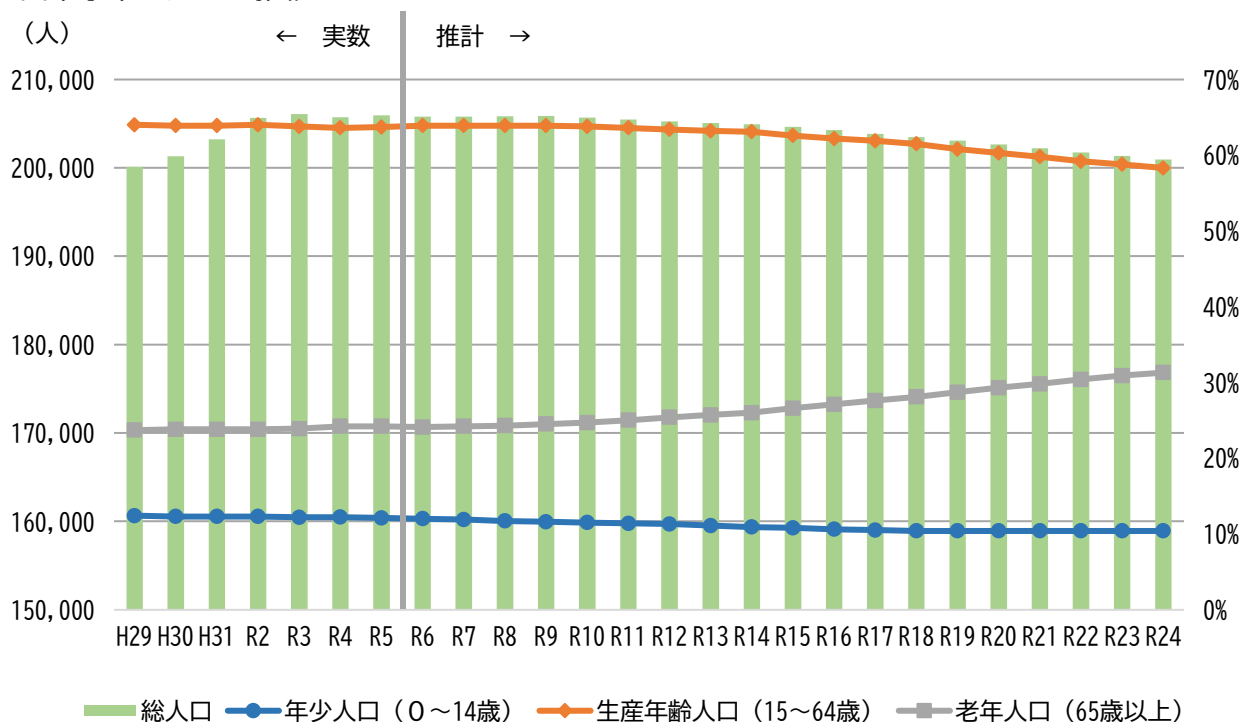
^{※2} 東京都スポーツ推進総合計画では、「支える」という表現となっていますが、本計画では「ささえる」と表現します。そのため、一部表現が混在しています。

2 西東京市の現状

(1) 人口

市の人口は、205,899 人（令和 6（2024）年 1 月 1 日現在）となっています。人口構成は、年少人口（0～14 歳）が 11.9%、生産年齢人口（15～64 歳）が 63.8%、老年人口（65 歳以上）が 24.3% となっています。目標年次の令和 15（2033）年における人口は 204,635 人、人口構成は年少人口が 10.8%、生産年齢人口が 62.6%、老年人口が 26.6%と推計され、少子高齢化を見据えたスポーツ施策の展開が求められています。

●西東京市の人口の推移



（出典：「西東京市人口推計調査報告書」（令和 4（2022）年 11 月） ※各年 4 月 1 日現在

（２）西東京市のスポーツ環境

市には、公共スポーツ施設が9施設あります。他にも、2つの総合型地域スポーツクラブや、スポーツ機能のある児童館・児童センター、高齢者向けのトレーニングマシンを備えた福祉施設などの公共施設、学校施設の開放、民間スポーツ施設、身近な公園等の多様なスポーツ環境が、市民のスポーツ実践を支えています。^{※3}

●西東京市内の公共スポーツ施設・公立学校・総合型地域スポーツクラブ



令和6（2024）年3月現在

※3 各施設の一覧は、資料編に掲載しています。

また、公共スポーツ施設、公立学校、総合型地域スポーツクラブ以外の施設の地図も資料編に掲載しています。

（３）西東京市で活動する団体・スポーツクラブ等

①特定非営利活動法人西東京市体育協会

体育・レクリエーションの振興、市民の体力向上と健康増進を図り、スポーツ精神の育成と生涯スポーツの実践を通して、豊かな市民生活の実現を目的に、都民体育大会、市総合体育大会等の参加や各スポーツ大会への役員・選手の派遣等、市と連携し活動しています。また、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」２階に設置している市民のスポーツ、健康づくりのきかけづくりをお手伝いするスポーツ相談窓口の運営をしています。

②西東京市スポーツ推進委員会

市民へのスポーツの実技指導やスポーツ活動促進のための組織育成を図るなど市民のスポーツの推進に関して、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条の規定に基づき委嘱されたスポーツ推進委員で構成された当委員会は、スポーツに深い関心と理解を持ち、委員相互の連絡・協調を図りながら、市民のスポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導等、その他スポーツに関する指導・助言を行い、市のスポーツ推進に寄与することを目的に活動しています。

③総合型地域スポーツクラブ

「総合型地域スポーツクラブ」とは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブで、「多目的」「多世代」「多志向」を基本に、多様な趣味、関心、様々な技術レベルを持つ人々が、世代を超えて集まり、いろいろなスポーツを楽しむことができるクラブです。

市では、「西東京市総合型地域スポーツクラブ・にしはらスポーツクラブ」と「一般社団法人ココスポ東伏見」の２つの総合型地域スポーツクラブが活動しています。

●市内の総合型地域スポーツクラブ

名称	設立年	概要
西東京市総合型地域スポーツクラブ・にしはらスポーツクラブ	平成 17 (2005) 年	西原総合教育施設（西原町）を拠点とし、会員数は 973 人（令和 5（2023）年 3 月時点）。地域の市民の運営で、子どもから高齢者まで、様々なスポーツを楽しめるスポーツクラブとして、多様なスポーツ教室・プログラムや文化的な教室・スポーツ選手による講演会なども開催しています。
一般社団法人 ココスポ東伏見	平成 23 (2011) 年	東伏見ふれあいプラザ（富士町）を拠点とし、会員数は 357 名（令和 5（2023）年 3 月時点）。スポーツや文化活動を通じた地域コミュニティの活性化、街の活性化が主な目的で、指導者は地域の人材を活用し、市内（東伏見）にキャンパスやグラウンドがある早稲田大学の体育各部や NPO 法人ワセダクラブと協力したイベント・教室なども開催しています。



【総合型地域スポーツクラブでの活動の様子】

④ F C 東京

F C 東京は、東京都を本拠地とするプロサッカークラブで、西東京市を含む6市（小平市、調布市、府中市、三鷹市、西東京市、小金井市）をホームタウンとしています。

毎年、F C 東京に所属する選手と市内の小学生が交流するサッカー教室を実施しています。

また、F C 東京のホームゲームに、ホームタウン各市の市民が招待され、試合当日は、「西東京の日」として、試合会場付近でブースを出展し、西東京市の魅力を発信するなど、多くの市民が試合観戦を楽しむことができる取組をしています。



【サッカー教室の様子】



【「西東京の日」の様子】

⑤ シチズン時計株式会社

市のスポーツ推進や地域住民の健康増進に関し積極的に連携、協力し、「健康」応援都市の実現を目指すため、市に本社を構えるシチズン時計株式会社と「スポーツ推進の連携協力に関する協定」を令和2（2020）年2月に締結しました。また、市の魅力を幅広く情報発信し、市に関心と愛着を持ち、かつ、活力や魅力ある“まち”にしていけることを目的にPR親善大使に、シチズン卓球部を任命しています。^{※4}

シチズン卓球部は、市内の中学生を対象に技術指導等をしています。



【シチズン卓球部による市内中学生への技術指導の様子】

※4 令和6（2024）年3月末現在、西東京市PR親善大使に任命されている個人又は団体は、合計で7件となっています。

（４）西東京市の主なスポーツイベント

①西東京市民スポーツまつり

市では、毎年、スポーツの日に西東京市民スポーツまつりを開催しています。西東京市民スポーツまつりは、障害の有無にかかわらず、幼児から高齢者までの誰もがスポーツを楽しむことができるイベントとなっています。当日は、リレーや大縄跳び競技、キックターゲットや輪投げ等のチャレンジコーナー、フリーマーケットを設置するなど、多くの市民の方に参加いただけるイベントを開催しています。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2（2020）年度と令和3（2021）年度は中止しました。令和4（2022）年度は新型コロナウイルス感染防止対策を講じて規模を縮小し開催しました。令和5（2023）年度は、雨のため総合体育館で実施しました。



【西東京市民スポーツまつりの様子】

②西東京市総合体育大会

市では、市民のスポーツ振興及び競技力を向上することを目的とした西東京市総合体育大会を実施しています。軟式野球やサッカー、テニス、バスケットボールなど様々な種目で、日頃の練習の成果を市民が競い合います。



【西東京市総合体育大会の様子】

3 市民のスポーツに対する意識

市のスポーツ施策を統合的かつ計画的に推進していくとともに、市民の誰もが身近な場所で、生涯を通して、スポーツに親しみ、楽しむことのできる地域づくりを目指した第2期西東京市スポーツ推進計画を策定するために、令和4（2022）年度に「西東京市スポーツに関する市民意識調査」を実施しました。

なお、今回の調査では、東京2020大会や新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるスポーツ活動への影響についても伺いました。

●調査概要

調査票の種類	実施日
①市民意識調査	令和4（2022）年11月16日（水）～11月30日（水） ※11月24日（木）督促状兼礼状発送
②児童生徒アンケート調査	小学校 令和4（2022）年11月18日（金）～12月2日（金） 中学校 令和4（2022）年11月18日（金）～12月2日（金） 高等学校 令和4（2022）年11月18日（金）～12月9日（金）
③団体意識調査	令和4（2022）年11月16日（水）～11月30日（水）

●回収状況

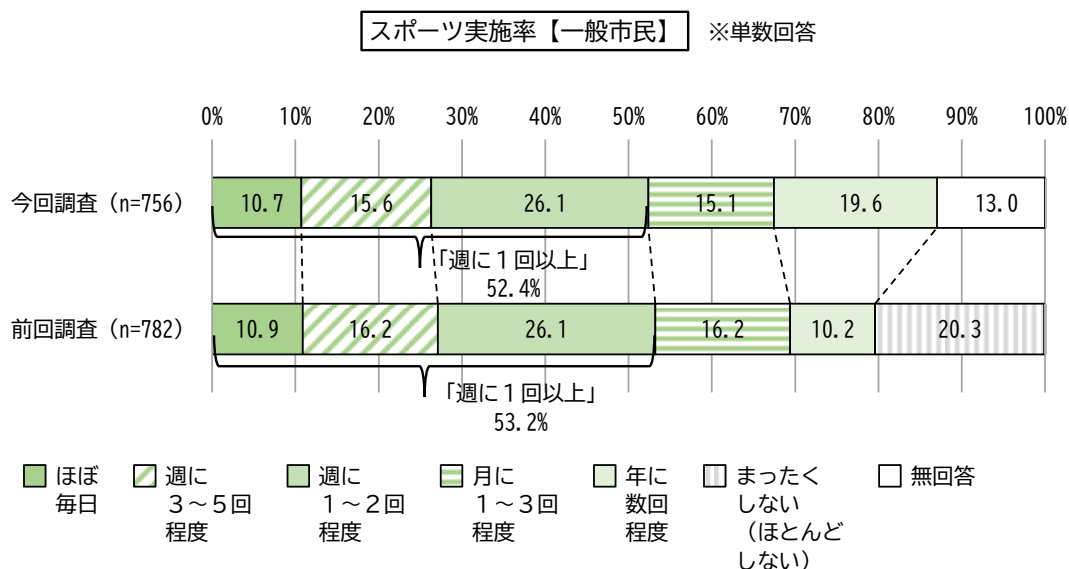
調査対象	対象	回収数	回収率	配布回収の方法
①一般市民	2,000名	756件 (郵送：559件、WEB：197件)	37.8%	郵送配布・郵送回収 及び WEB回収
②児童生徒	1,612名	小学生：460件（490件配付） 中学生：484件（522件配付） 高校生：556件（600件配付）	93.8% 92.7% 92.6%	学校を通して配布・ 回収及び 郵送配布・郵送回収
③スポーツ 施設登録団体	750団体	340件 (郵送：258件、WEB：82件)	45.3%	郵送配布・郵送回収 及び WEB回収

(1) 市民のスポーツ実施状況

①市民のスポーツ実施率

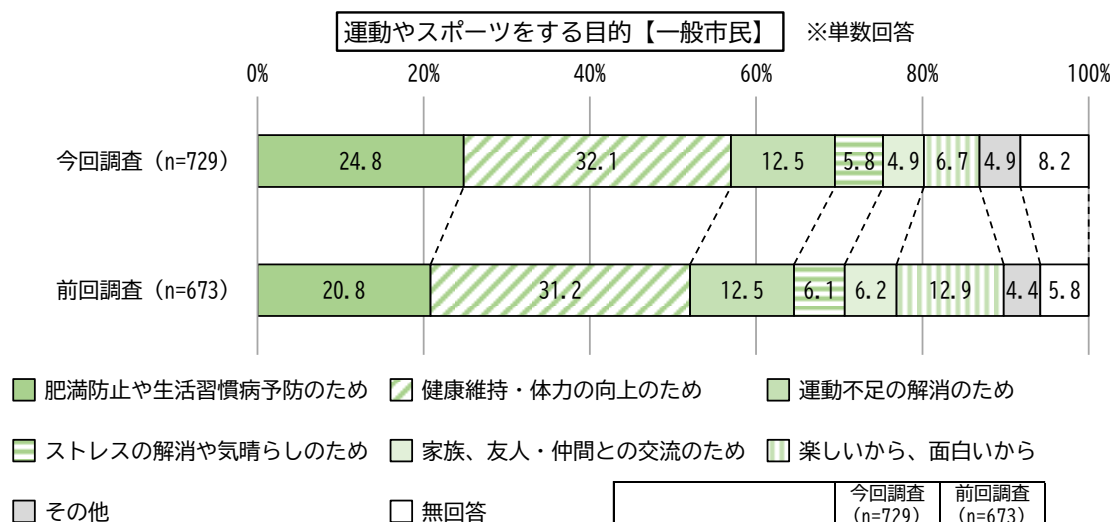
一般市民のスポーツ実施率（週1回以上スポーツをしている）は52.4%となっており、前回調査（53.2%）と比べて0.8ポイント減少しています。^{※5}

スポーツ実施率を全国（52.4%）や東京都（65.9%）、多摩東部（65.5%）と比べると、全国とは同水準となっていますが、東京都と多摩東部よりは低い水準となっています。^{※6※7}



②運動やスポーツの目的

一般市民の運動やスポーツの目的は、「健康目的」（「肥満防止や生活習慣病予防のため」と「健康維持・体力向上のため」の合計）が56.9%と前回調査（52.0%）と比べて4.9ポイント増加しています。一方、「楽しいから、面白いから」は、今回調査が6.7%となっており、前回調査（12.9%）と比べて、6.2ポイント減少しています。



※5 前回調査時とは選択肢の構成が一部異なります。

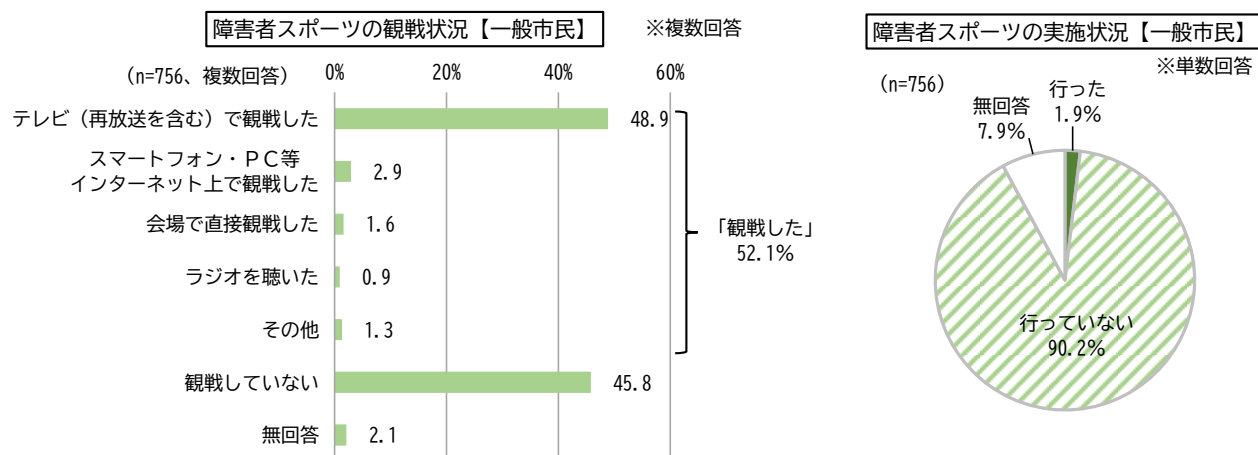
※6 出典：全国のスポーツ実施率は、令和4年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」（スポーツ庁）、東京都と多摩東部のスポーツ実施率は「都民のスポーツ活動に関する実態調査（令和4年10月調査）」（東京都）

※7 多摩東部は、「都民のスポーツ活動に関する実態調査」（東京都）において、武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東村山市、西東京市とされています。

③障害者スポーツの観戦・実施状況

一般市民は、「観戦した」（100%から「観戦していない」と「無回答」を除く）が 52.1%となっている一方、「観戦していない」は 45.8%となっています。

また、障害者スポーツの実施状況は、「行っていない」が 90.2%となっています。

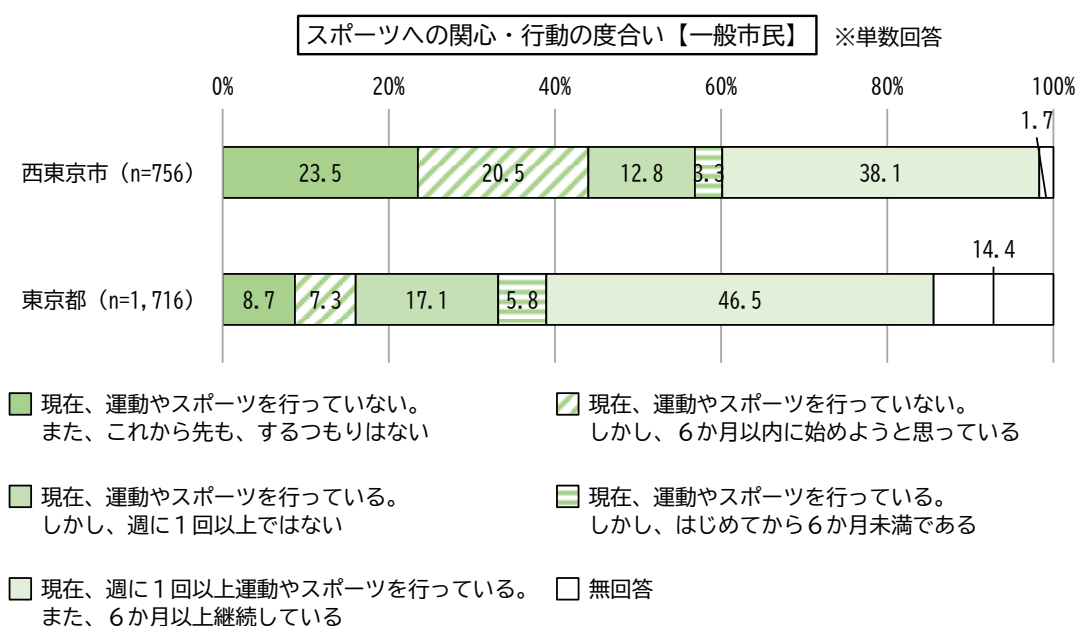


（２）スポーツへの関心の度合い

①スポーツへの関心

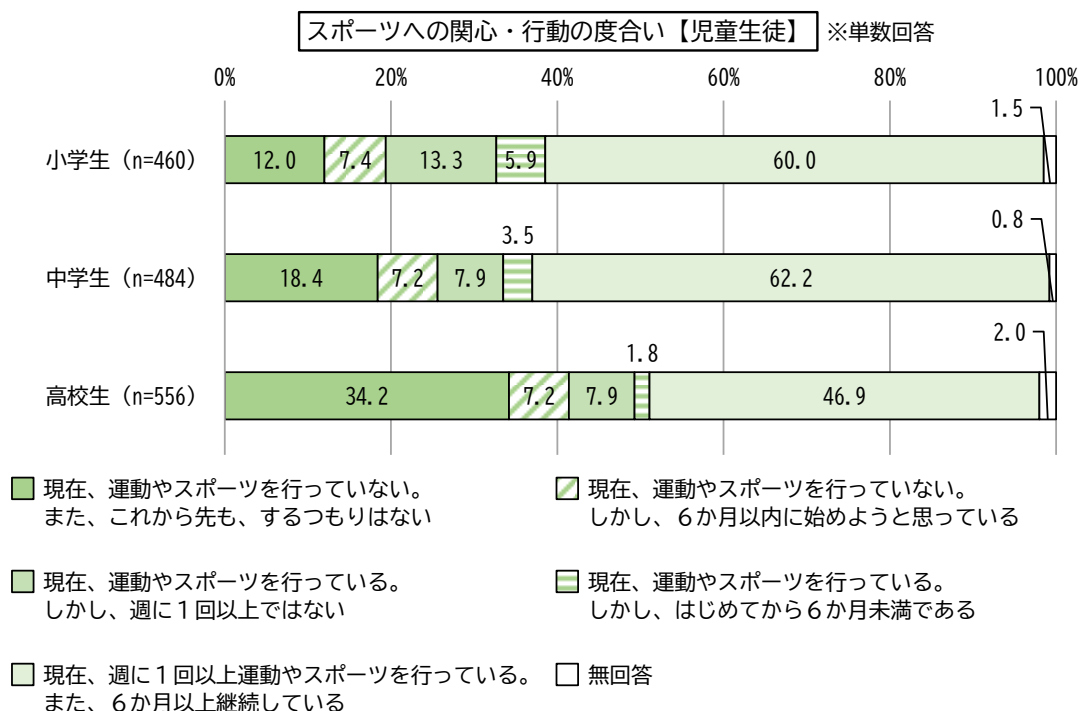
一般市民は、「現在、運動やスポーツを行っていない。また、これから先も、するつもりはない」（無関心層）が 23.5%、「現在、運動やスポーツを行っていない。しかし、6か月以内に始めようと思っている」（関心層）が 20.5%となっています。

東京都の調査※8と比べると、西東京市の一般市民の無関心層の割合は 14.8 ポイント、関心層の割合は 13.2 ポイント高くなっています。



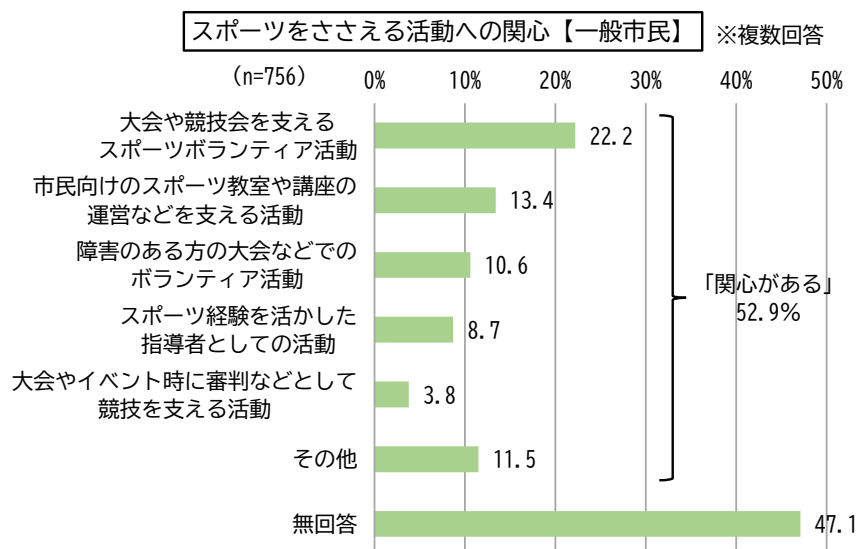
※8 「都民のスポーツ活動に関する実態調査（令和3年10月調査）」（東京都）
市の調査と都の調査では、選択肢の構成が一部異なります。

児童生徒では、「現在、運動やスポーツを行っていない。また、これから先も、するつもりはない」（無関心層）は小学生が12.0%、中学生が18.4%、高校生が34.2%となっており、世代があがるにつれて、無関心層の割合が増加しています。



②スポーツをささえる活動への関心

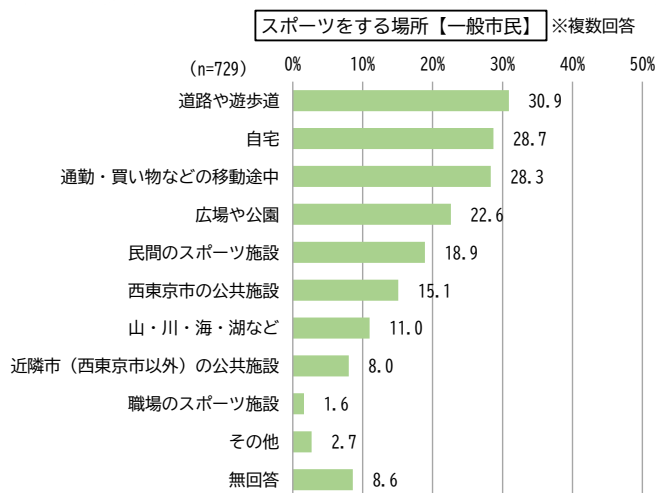
一般市民は、なんらかの形でスポーツをささえる活動に「関心がある」（100%から「無回答」を除く）は52.9%となっています。



(3) 市のスポーツ環境

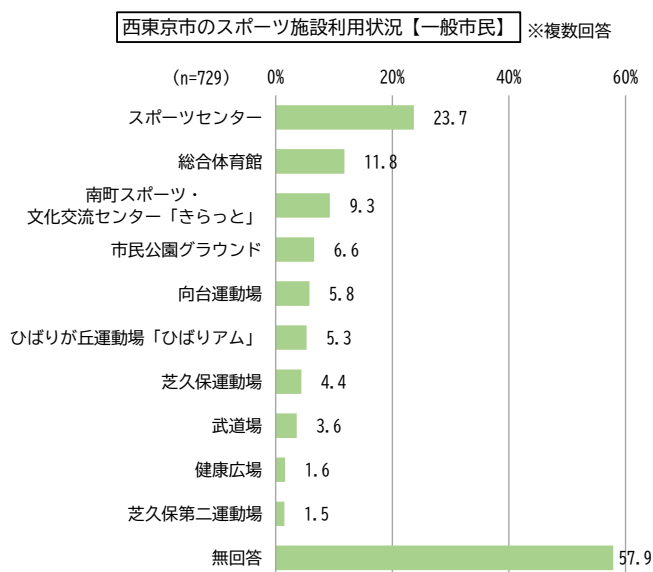
①運動やスポーツをする場所

一般市民の運動やスポーツをする場所についてみると、「道路や遊歩道」が30.9%と最も多く、次いで「自宅」が28.7%、「通勤・買い物などの移動途中」が28.3%となっています。



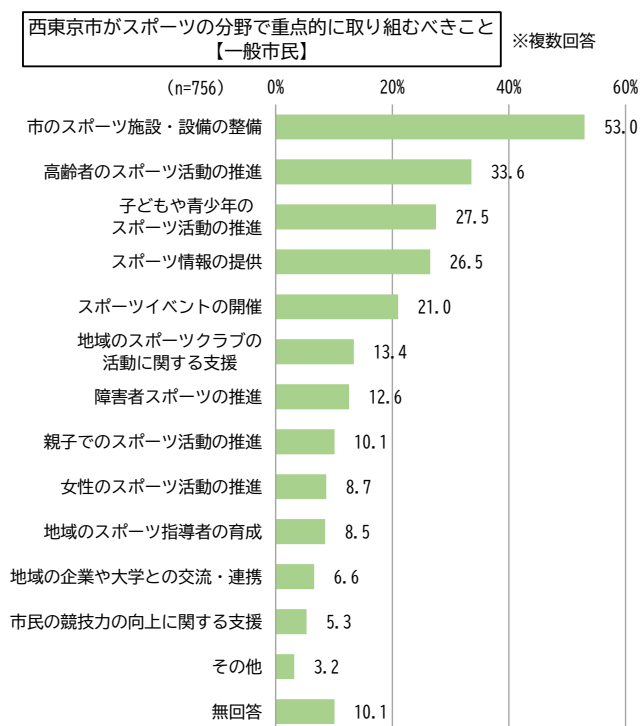
②西東京市の公共施設の利用状況

一般市民の西東京市の公共施設の利用状況についてみると、「スポーツセンター」が23.7%と最も多く、次いで「総合体育館」が11.8%、「南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」」が9.3%となっています。



③西東京市が重点的に取り組むべきこと

スポーツの分野において今後市が重点的に取り組むべきことについてみると、「市のスポーツ施設・設備の整備」が53.0%と最も多く、次いで「高齢者のスポーツ活動の推進」が33.6%、「子どもや青少年のスポーツ活動の推進」が27.5%となっています。



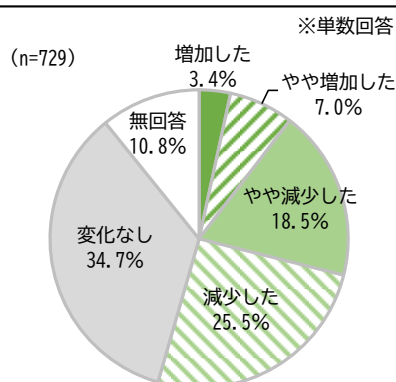
（４）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

一般市民は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、スポーツに親しむ時間が「減少した」（「減少した」と「やや減少した」の合計）が44.0%となっています。

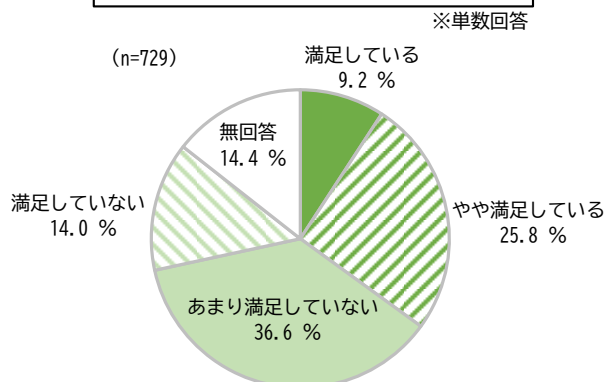
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえたスポーツの活動の満足度をみると、「満足していない」（「満足していない」と「あまり満足していない」の合計）が50.6%となっています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけにインターネットやテレビ等のメディアを活用したスポーツを行った一般市民は16.5%となっています。一方、無関心層（「行ったことはない、関心もない」）は30.9%となっています。

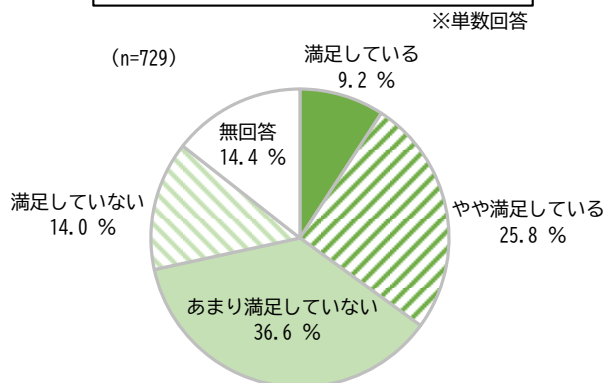
新型コロナウイルス感染症による
スポーツに親しむ時間の変化【一般市民】



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
スポーツの活動の満足度【一般市民】



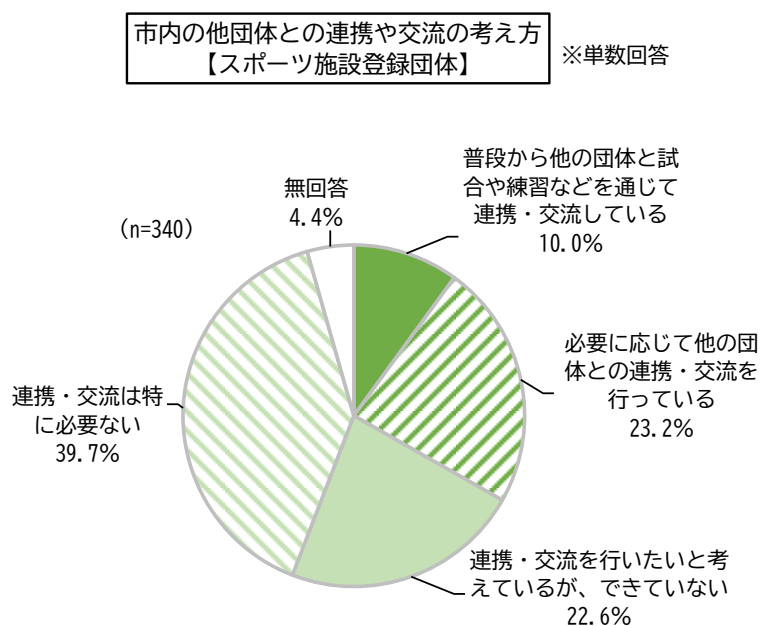
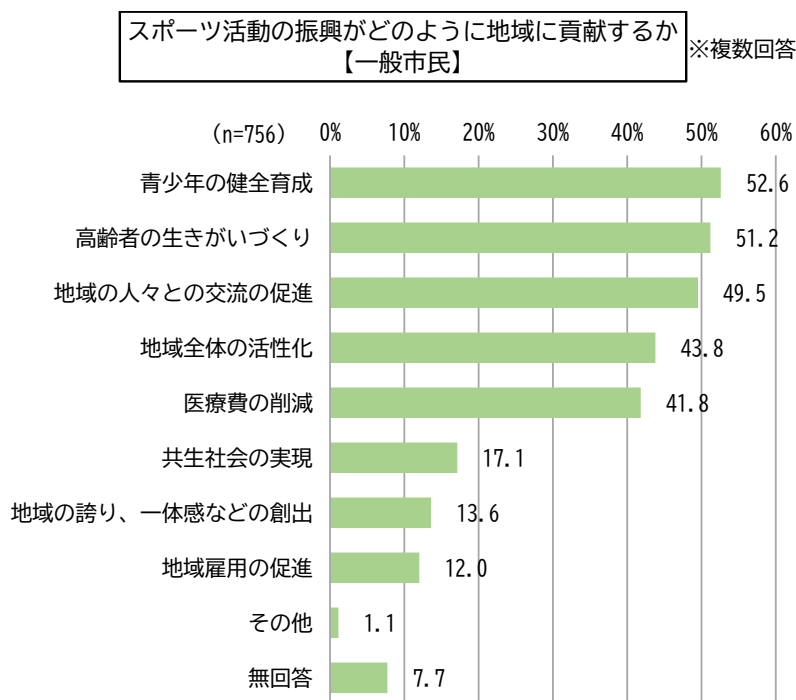
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
スポーツの活動の満足度【一般市民】



(5) スポーツを通じた人や団体間の連携・交流

一般市民は、スポーツ活動の振興が「地域の人々との交流の促進」に貢献すると考える人が49.5%、「地域全体の活性化」に貢献すると考える人が43.8%となっています。

スポーツ施設登録団体では、「連携・交流は特に必要ない」が39.7%となっている一方、「連携・交流を行いたいと考えているが、できていない」が22.6%となっています。



4 西東京市のスポーツの課題

市のスポーツ環境や市民のスポーツに対する意識、市のスポーツに関する取組などを踏まえ、西東京市におけるスポーツの課題を以下のように整理します。

（１）市民の関心・行動の度合いに応じた施策の考え方の整理

市民意識調査によると、スポーツ実施率は前回調査と比べて若干減少しています。

スポーツをする目的をみると、健康目的でスポーツをする人の割合は、前回調査と比べて多くなっており、前計画期間中に流行した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、健康意識が高まっていることがうかがえます。一方、スポーツに無関心な人が約4人に1人となっており、スポーツの健康に及ぼす効果をより一層周知し、スポーツに関心を持ってもらえるような取組が求められます。

（２）子どものスポーツに関する施策の考え方の整理

児童生徒アンケート調査によると、世代があがるにつれて無関心層の割合が増加する傾向にあります。子どもの頃からスポーツをすることは、健康増進や協調性を育むなど子どもの成長に重要な役割を果たすことが期待できるため、子どものスポーツに対する意識を向上する取組が求められます。

（３）パラスポーツ・インクルーシブスポーツに関する施策の考え方の整理

市民意識調査によると、障害者スポーツを観戦していない人は4割を超えています。また、障害者スポーツを実施したことがある人はほとんどいない結果となっています。

共生社会の実現を図るためには、障害のある方への理解が必要であり、障害の有無にかかわらず、市民のだれもがスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

（４）スポーツ環境の整備に関する施策の考え方の整理

市民意識調査によると、道路や自宅など身近な環境でスポーツをすると回答する人の割合が多くなっています。一方で、市が重点的に取り組むべきこととして、市のスポーツ施設や設備の整備を求める割合が高くなっています。市民が身近な環境でスポーツをすることができるよう、スポーツ施設に限らず、学校施設の地域利用、公民館や市民交流施設といった公共施設や公園等の活用を検討するとともに、引き続き市のスポーツ施設の計画的な改修・設備更新を行っていくことが必要です。

（５）みるスポーツ・ささえるスポーツに関する施策の考え方の整理

市民意識調査によると、なんらかの形でささえるスポーツに関心がある人は、約５割となっています。みるスポーツやささえるスポーツは、その活動を通して様々な人と交流するきっかけとなることが期待されます。そのため、スポーツを通して人々の交流を促進し、地域コミュニティの醸成につながる取組が求められます。

（６）関係者間の連携・協働に関する施策の考え方の整理

市には、総合型地域スポーツクラブやその他の活動団体、市をホームタウンとするプロスポーツチームなどの多くの地域資源があります。スポーツ活動の振興が地域の人々との交流の促進に貢献すると考える人が約５割いる一方で、市内の団体では「連携・交流は特に必要ない」という回答が約４割、「連携・交流を行いたいと考えているが、できていない」が２割以上となっています。市はそれらの団体等と連携・協働するだけでなく、団体同士をつなぎ、地域全体で一丸となってスポーツを通したまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

西東京市のスポーツを取り巻く環境や現状と課題を踏まえ、本計画の基本理念を以下のように設定します。

スポーツを通して生涯健康で心豊かに暮らすことができる、活気と魅力あふれるまち

市は、これまで「スポーツ・レジリエンス・シティ・西東京～スポーツをだれもが・いつでも・どこでも・楽しめるまち～」を基本理念に掲げ、市民のだれもが・いつでも・どこでもスポーツを楽しめる環境づくりや、市民それぞれが健康で活動的になり（市民力の向上）、スポーツをきっかけに地域の様々な人がつながり、地域としての結束力を強める（地域力の向上）施策を推進してきました。

前計画期間中の令和2（2020）年には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人々の生活に大きな影響を与え、スポーツによる健康づくりへの考え方やスポーツの在り方を見直す契機となりました。また令和3（2021）年7月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催が1年延期された東京2020大会が開催され、人々のスポーツに対する意識が高まり、「する」スポーツだけではなく、「みる」スポーツや「ささえる」スポーツといった様々なスポーツへの関わり方により、多様な人がスポーツに親しむ機運が醸成されました。スポーツには、その活動を通して人々が健康になるのみにとどまらず、人と人をつなぐことにより人間性が豊かになり、さらに地域を活性化する力があります。そのため、東京2020大会のレガシーを引き継ぎ、スポーツの持つ力を活用し、スポーツを通じたまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

このような社会情勢の変化を踏まえ、本計画では、市民のみなさんがスポーツを通して心身ともに健康で、活気と魅力あふれるまちを実現するため、基本理念のもと様々な施策を推進していきます。



2 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を以下のように設定します。

(1) ライフステージに応じたスポーツの推進

スポーツを楽しみたい人や個人の競技力を向上させたい人など、市民のだれもが生涯を通して「それぞれにとってのスポーツ」（目的・手段を問わない市民それぞれのスポーツに対する思い入れ）を楽しむための施策を推進していきます。

また、これまでスポーツと接点のなかった人や、日頃スポーツに関心をもつ機会がない人には、身体を動かす喜びや楽しさ、スポーツを通して他者と協力・共感する楽しさなどを実感するための施策を推進していきます。

(2) だれもがスポーツに親しむことができる環境の充実

市民のだれもが身体を動かす喜びや楽しさ、スポーツを通して他者と協力・共感する楽しさなどを実感するとともに、安全に、かつ安心してスポーツに親しむことができるよう、施設整備や有効活用する施策を推進していきます。

また、コロナ禍を経て変化してきた一人ひとりの生活様式にあわせて、デジタル技術等も活用しながら、場所、人材、クラブ、情報などの市民一人ひとりのスポーツを支える環境を充実する施策を推進します。

(3) スポーツを通じた地域コミュニティの醸成

日常生活との関わりの中で、スポーツの持つ力を活用しスポーツを通して多世代・多様な市民の交流・地域参画を促進していくことで地域のコミュニティ醸成につながる施策を推進していきます。

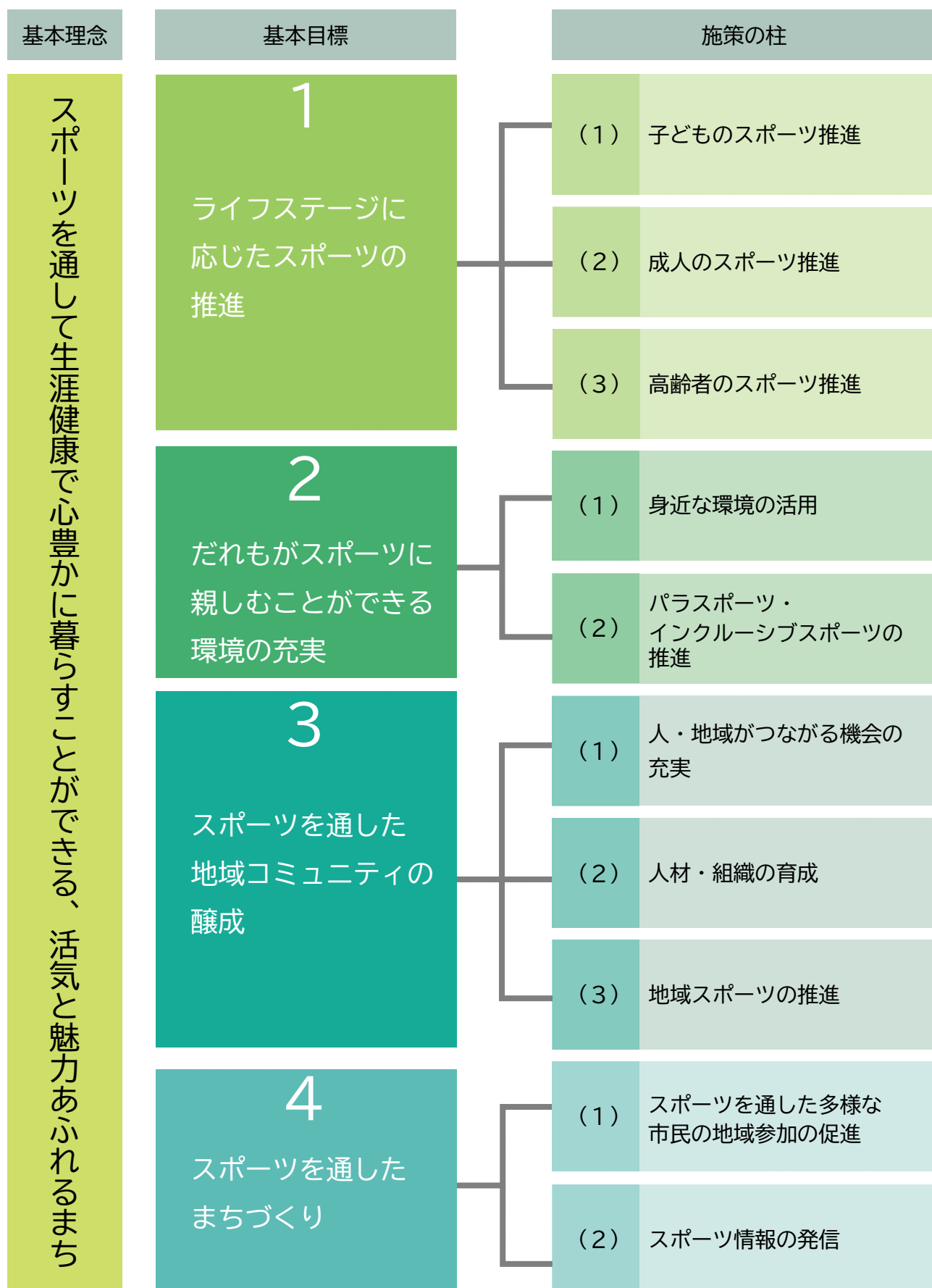
また、地域のスポーツを支える人材や団体等の育成支援にも取り組み、地域における一体感や地域への誇りを創出していきます。

(4) スポーツを通じたまちづくり

スポーツを通して市民、団体等の連携・協働する場や機会を充実していきます。また、より多くの市民のスポーツへの関心を喚起したり、スポーツを生涯にわたって楽しんだりすることができるよう、多様な情報を適切に提供していきます。

地域においてスポーツの力を活用した取組を推進するとともに東京 2020 大会をはじめとした大規模なスポーツ大会等のレガシーを継承していくことで、次世代につながるスポーツを通じたまちづくりに取り組んでいきます。

3 計画体系



施策

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| ①子どもがスポーツに親しむ場の充実 | ④トップアスリートに触れる機会の推進 |
| ②子どもがスポーツに親しむ機会の充実 | ⑤競技力向上につながるスポーツの機会の充実、活動の支援 |
| ③スポーツに親しむきっかけづくり | ⑥学校部活動の地域連携・地域移行の検討 |

- | | |
|-----------------------|---------------------------------|
| ①健康づくりにつながるスポーツの推進 | ③スポーツに親しむきっかけづくり【再掲】 |
| ②働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の充実 | ④競技力向上につながるスポーツの機会の充実、活動の支援【再掲】 |

- ①スポーツに親しむきっかけづくり【再掲】
 ②スポーツを通した介護予防・フレイル予防の推進
 ③スポーツを通した地域参加の機会の充実

- | | |
|---------------------|-----------------------------|
| ①公共スポーツ施設の利用促進 | ③近隣自治体、民間事業者等と連携したスポーツの場の充実 |
| ②学校施設や身近な空間・場所の有効活用 | ④公共スポーツ施設の計画的な改修・設備更新 |

- ①パラスポーツ・インクルーシブスポーツの支援
 ②パラスポーツ・インクルーシブスポーツを支える人材の発掘・育成
 ③パラスポーツ・インクルーシブスポーツにおける連携体制の充実

- ①若い世代のスポーツを通した地域参加の機会の充実
 ②スポーツを通した多世代間の交流の促進

- | | |
|------------------|-------------------------------------|
| ①スポーツ団体・クラブの支援 | ④パラスポーツ・インクルーシブスポーツを支える人材の発掘・育成【再掲】 |
| ②スポーツ推進委員との連携促進 | ⑤大学・民間の人材との連携促進 |
| ③スポーツを支える人の育成・支援 | ⑥学校部活動の地域連携・地域移行の検討【再掲】 |

- ①総合型地域スポーツクラブの活動支援
 ②総合型地域スポーツクラブと地域団体との連携促進
 ③学校施設や身近な空間・場所の有効活用【再掲】

- ①多様なスポーツ機会の提供
 ②各種国際大会等に向けた機運の醸成
 ③西東京市体育協会との連携事業の充実

- | | |
|---------------------|--------------|
| ①スポーツ関連情報の一元的な管理・提供 | ④スポーツ観戦情報の提供 |
| ②ICTを活用したスポーツの推進 | ⑤スポーツ相談窓口の充実 |
| ③公共スポーツ施設の利用促進【再掲】 | |

4 計画の指標

基本 目標	施策 の柱	指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
1	(1)	スポーツに無関心な 児童・生徒の割合	小学生：12.0% 中学生：18.4% 高校生：34.2%	小学生：10.0% 中学生：15.0% 高校生：20.0%
		スポーツ実施率	小学生：80.4% 中学生：76.4% 高校生：59.2%	85.0%
	(2) (3)	スポーツ実施率	52.4% (市民全体)	70.0% (市民全体)
2	(1)	運動やスポーツをする場所とし て公共施設を活用する市民の割 合	15.1%	20.0%
	(2)	パラスポーツ・インクルーシブ スポーツを行ったことがある人 の割合	1.9%	10.0%
3	(1)	西東京市民スポーツまつりの参 加人数	832人※9	5,000人※10
	(2)	スポーツを支える活動に関心が ある市民の割合	52.9%	70.0%
	(3)	総合型地域スポーツクラブへの 参加割合	一般：3.0% 小学生：12.0% 中学生：6.4% 高校生：0.9%	一般：5.0% 小学生：15.0% 中学生：8.0% 高校生：2.0%
4	(1)	スポーツ活動の振興が地域の誇 りや一体感の創出につながると 思う市民の割合	13.6%	20.0%
	(2)	スポーツに関する情報のSNS での発信数	19件	50件

※9 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、規模を縮小し、午前中のみ開催しました。

※10 [参考] 平成29(2017)年度：6,996人、平成30(2018)年度：4,518人、令和元(2019)年度：1,416人
令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止しました。

第 4 章

施策

基本目標1 ライフステージに応じたスポーツの推進

施策の柱（1）子どものスポーツ推進

子どもの頃からスポーツに親しむことは、心身の健康増進やコミュニケーション能力、協調性を育むなど、子どもの成長に重要な役割を果たします。

そのため、子どもたちが身近な環境でスポーツを楽しむ場や機会を充実させる施策を推進します。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
スポーツに無関心な 児童・生徒の割合	小学生：12.0% 中学生：18.4% 高校生：34.2%	小学生：10.0% 中学生：15.0% 高校生：20.0%
スポーツ実施率※	小学生：80.4% 中学生：76.4% 高校生：59.2%	85.0%

※前回（平成24年度）調査：小学生 83.3%、中学生 81.1%、高校生 63.4%

■施策

①子どもがスポーツに親しむ場の充実

公共施設や公園などに、子どものためのスポーツ指導者の派遣やスポーツに関連するプログラムの提供などを体系的に行うことにより、子どもがスポーツを楽しめる場を充実します。

②子どもがスポーツに親しむ機会の充実

子どものスポーツ機会の充実を目的として、各種教室・大会等を企画・開催します。

③スポーツに親しむきっかけづくり

だれもが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、親しみやすい初心者向け教室やイベント、ニュースポーツイベント等を企画・開催します。

④トップアスリートに触れる機会の推進

様々な種目のトップアスリートの経験談を聞く機会、スポーツ教室等において実際のパフォーマンスを見る機会等、トップアスリートと直接触れ合う機会を提供します。

⑤競技力向上につながるスポーツの機会の充実、活動の支援

スポーツへの意欲が高く、競技力の向上を目指す人の活動を支えるため、市内及び周辺地域の指導者やクラブの情報提供、活動の支援等に取り組みます。

⑥学校部活動の地域連携・地域移行の検討

部活動は、教科学習と異なる集団での活動を通した人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場ですが、教師にとっては長時間勤務の要因となること、指導経験がない等、多大な負担となっていることから、国や東京都は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を検討しています。そのことを踏まえ、地域の多様な団体等が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、生徒の活動機会を確保していくよう、教育委員会と調整していきます。

施策の柱（２）成人のスポーツ推進

スポーツは、健康増進やストレス解消、地域とのつながりをつくる役割を果たします。そのため、仕事や育児等によりスポーツをする機会が減ってしまうことの多い働き盛り・子育て世代が、身近な場所で気軽にスポーツをする機会を創出する施策を推進します。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
スポーツ実施率	52.4% (市民全体)	70.0% (市民全体)

■施策

①健康づくりにつながるスポーツの推進

成人向けのスポーツを通じた健康増進を図るため、運動健康教室や運動健康相談サービス、体力テストなどの企画・開催を推進します。

②働き盛り・子育て世代のスポーツ機会の充実

スポーツをする時間を確保することが難しい、働き盛り・子育て世代のスポーツ機会を創出するため、夜間・休日の各種講座や教室等の充実、公共スポーツ施設への保育機能を提供します。また、子育て世代に向けては、親子・家族でスポーツを実施する機会を充実していきます。

③スポーツに親しむきっかけづくり【再掲】

だれもが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、親しみやすい初心者向け教室やイベント、ニュースポーツイベント等を企画・開催します。

④競技力向上につながるスポーツの機会の充実、活動の支援【再掲】

スポーツへの意欲が高く、競技力の向上を目指す人の活動を支えるため、市内及び周辺地域の指導者やクラブの情報提供、活動の支援等に取り組めます。



【「ENJOY ニュースポーツ」でユニカールをする様子】

施策の柱（３）高齢者のスポーツ推進

高齢者にとってのスポーツは、健康維持や介護予防・フレイル予防、生きがいづくり、地域参加の推進など、様々な側面で大きな役割を果たします。

そのため、高齢者のスポーツの機会を一層充実する施策を推進します。

指標	現状値 (令和４年度)	目標値 (令和１５年度)
スポーツ実施率（再掲）	52.4%（市民全体）	70.0%（市民全体）

■施策

①スポーツに親しむきっかけづくり【再掲】

だれもが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、親しみやすい初心者向け教室やイベント、ニュースポーツイベント等を企画・開催します。

スポーツへの意欲の高い高齢者のスポーツの実施機会の拡充のために、高齢者クラブの活動支援や、高齢者がメインのスポーツ大会、シニアスポーツを企画・開催します。

②スポーツを通した介護予防・フレイル予防の推進

スポーツを通した介護予防・フレイル予防を推進するため、セミナーの開催、運動・体操プログラムの提供、高齢者向け体力テスト等の機会の充実やＩＣＴを活用したオンラインによるスポーツ対戦や体操等の取組を推進していきます。

③スポーツを通した地域参加の機会の充実

スポーツを通して、地域での仲間づくりや生きがいづくりを行うことができるよう、地域包括支援センターや地域サポート「りんく」等と連携し、ボランティア等の活躍の場や機会を充実するとともに、地域参加の機会を充実していきます。

基本目標2 だれもがスポーツに親しむことができる環境の充実

施策の柱（１）身近な環境の活用

市民のだれもが日常の暮らしの中でスポーツを行うためには、身近な環境の有効活用という視点が重要です。

そのため、企業・民間スポーツ施設、学校施設、既存公共施設などの市内のスポーツ環境を効果的に活用するとともに、新型コロナウイルス感染症により変化した一人ひとりの生活様式に合わせてデジタル技術を活用することで、市民が身近な環境でスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
運動やスポーツをする場所として公共施設を活用する市民の割合	15.1%	20.0%

■施策

①公共スポーツ施設の利用促進

さまざまな情報媒体を活用して、市内の公共スポーツ施設の情報を全市的に発信するとともに、魅力的な事業を提供することによって、利用者・利用圏の拡大を図ります。

②学校施設や身近な空間・場所の有効活用

スポーツ施設以外にも学校施設や公民館、市民交流施設といった公共施設、公園等をスポーツ活動の場として活用する取組を推進します。

また、地域住民が生活に身近な場所で自主的にスポーツ活動ができるよう、スポーツを実施する環境を充実していきます。

③近隣自治体、民間事業者等と連携したスポーツの場の充実

多摩北部都市広域行政圏協議会の構成市である小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市と連携し、公共スポーツ施設の相互利用（屋内体育施設の個人開放に限ります。）の促進を図ります。

また、市内の民間事業者等が保有するスポーツ関連施設におけるスポーツ教室等の開催についても、共同開催等の調整を行い、市民のスポーツの場を充実していきます。

④公共スポーツ施設の計画的な改修・設備更新

老朽化が進んでいる市内の公共スポーツ施設を計画的に改修・設備更新を行い、市民が利用しやすいスポーツ環境の整備に取り組みます。

施策の柱（２）パラスポーツ・インクルーシブスポーツの推進

共生社会の実現のためには、障害の有無にかかわらず多様な市民がスポーツを楽しむことができる場や機会を充実することが重要です。

そのため、障害のある方が積極的にスポーツに参加できる環境を整えるとともに、障害のない方のパラスポーツ・インクルーシブスポーツへの理解を促進することで施策を推進していきます。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
パラスポーツ・インクルーシブスポーツを行ったことがある人の割合	1.9%	10.0%

■施策

①パラスポーツ・インクルーシブスポーツの支援

障害のある方のスポーツ機会の充実を図るため、公共スポーツ施設や総合型地域スポーツクラブにおけるパラスポーツ・インクルーシブスポーツの取組を推進するとともに、障害の有無に関わらず市民だれもがともにスポーツを行うことができる場や機会を創出します。

②パラスポーツ・インクルーシブスポーツを支える人材の発掘・育成

障害のある方がスポーツを行うきっかけづくりや継続する取組を支えるため、パラスポーツ・インクルーシブスポーツの指導者や当事者を支援する人、事業の運営を支援するボランティアスタッフなど、支える人材の発掘・育成を推進します。

③パラスポーツ・インクルーシブスポーツにおける連携体制の充実

障害のある方の定期的・継続的なスポーツ機会を創出するため、東京都障害者スポーツ協会や多摩北部都市広域行政圏協議会などと連携して、パラスポーツ・インクルーシブスポーツの指導者やボランティアの市内スポーツ施設への派遣や新規プログラムの開催、指導者同士の交流の機会の創出を促進します。



【「ENJOY ニュースポーツ」でボッチャをする様子】

基本目標3 スポーツを通じた地域コミュニティの醸成

施策の柱（１）人・地域がつながる機会の充実

スポーツには、その活動を通して他者と協力・共感する楽しさなどを実感でき、人や地域とのつながりを創出する力があります。

スポーツが持つ力を活かし、市民参加型のプログラムやイベントにより、人や地域とつながる機会を充実します。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
西東京市民スポーツまつりの参加人数	832人(※1)	5,000人(※2)

※1 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、規模を縮小し午前中のみ開催しました。

※2 参考：平成29年度6,996人、平成30年度4,518人、令和元年度1,416人、令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。

■施策

①若い世代のスポーツを通じた地域参加の機会の充実

スポーツを通して、若い世代の地域活動等への関心を喚起し、ボランティア等の活躍の場や地域参加の機会を充実していきます。

②スポーツを通じた多世代間の交流の促進

性別、体力レベルに関係なく、多世代の市民が参加し、スポーツを通して交流を図ることができる各種教室・大会・イベント等を企画・開催します。



【西東京市民スポーツまつりでラジオ体操をする様子】

施策の柱（２）人材・組織の育成

スポーツを通じた地域コミュニティを醸成するためには、スポーツの指導者やボランティアなどのスポーツ活動を支える人材が不可欠です。

そのため、市民や団体のスポーツ活動を支える人材・組織の発掘・育成、活躍の場や機会を充実する施策を推進します。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
スポーツを支える活動に関心がある市民の割合	52.9%	70.0%

■施策

①スポーツ団体・クラブの支援

地域のスポーツ団体・クラブの一層の活性化を図るため、NPO法人西東京市体育協会等との連携を充実し、活動の場や機会の充実、体制の強化等を支援します。

②スポーツ推進委員との連携促進

市民へのスポーツの実技指導やスポーツ活動促進のための組織育成を図るなど市民のスポーツの推進を図るため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条の規定に基づき委嘱されたスポーツ推進委員の人材育成・支援を推進します。

③スポーツを支える人の育成・支援

各種スポーツ大会、イベントでのスポーツボランティアや団体等におけるスポーツの指導者やボランティアの育成・支援の取組を推進します。

④パラスポーツ・インクルーシブスポーツを支える人材の発掘・育成【再掲】

障害のある方がスポーツを行うきっかけづくりや継続する取組を支えるため、パラスポーツ・インクルーシブスポーツの指導者や当事者を支援する人、事業の運営を支援するボランティアスタッフなど、支える人材の発掘・育成を推進します。

⑤大学・民間の人材との連携促進

スポーツを支える人材の指導力向上等につながる環境の充実を図るために市内大学、企業、民間のスポーツクラブ等との連携を強化します。

⑥学校部活動の地域連携・地域移行の検討【再掲】

部活動は、教科学習と異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場ではありますが、教師にとっては長時間勤務の要因となること、指導経験がない等、多大な負担となっていることから、国や東京都は、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革を検討しています。そのことを踏まえ、地域の多様な団体等が学校と連携しながら運営・実施する地域クラブ活動によって、生徒の活動機会を確保していくよう、教育委員会と調整していきます。

施策の柱（３）地域スポーツの推進

市内には、西東京市総合型地域スポーツクラブ・にしはらスポーツクラブと一般社団法人ココスポ東伏見の２つの総合型地域スポーツクラブがあり、多世代・多種目・多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されています。

今後も、市民が生涯にわたって継続的にスポーツを行い、世代を超えて交流できる場としての役割を担っていくためにクラブの認知度のさらなる向上と参加の促進、運営スタッフの育成、スポーツ団体・クラブとの連携促進、学校施設等の既存公共施設の有効活用等により、総合型地域スポーツクラブの活動を支援する施策を推進します。

指標	現状値 (令和４年度)	目標値 (令和１５年度)
総合型地域スポーツクラブ への参加割合	一 般：３．０％ 小学生：１２．０％ 中学生：６．４％ 高校生：０．９％	一 般：５．０％ 小学生：１５．０％ 中学生：８．０％ 高校生：２．０％

■施策

①総合型地域スポーツクラブの活動支援

総合型地域スポーツクラブの地域での認知度向上や市民の総合型地域スポーツクラブへの参加拡大を促進するため、市報やホームページでの情報提供や各種教室等の開催支援に取り組みます。

②総合型地域スポーツクラブと地域団体との連携促進

総合型地域スポーツクラブと地域団体との合同練習会、合同イベントなどの開催支援や指導者同士の交流の機会の拡充支援に取り組みます。

③学校施設や身近な空間・場所の有効活用【再掲】

スポーツ施設以外にも学校施設や公民館、市民交流施設といった公共施設、公園等をスポーツ活動の場として活用する取組を推進します。

また、地域住民が生活に身近な場所で自主的にスポーツ活動ができるよう、スポーツを実施する環境を充実していきます。

基本目標4 スポーツを通したまちづくり

施策の柱（１）スポーツを通した多様な市民の地域参加の促進

スポーツを通した地域や人とのつながりは、スポーツによる生き生きとした暮らしの実現やまちの活性化につながると考えられます。

市民のだれもが健康に過ごすにぎやかなまちを目指し、スポーツが持つ人をつなぐ力を活用しながら多様な市民の地域参加を促進します。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
スポーツ活動の振興が地域の誇りや一体感の創出につながると思う市民の割合	13.6%	20.0%

■施策

①多様なスポーツ機会の提供

市と大学・民間事業者と連携し、健康増進や介護予防・フレイル予防、シーズンスポーツ、各種スポーツ教室など、だれもがスポーツを楽しむことができるスポーツ機会を提供し、参加を促進します。

②各種国際大会等に向けた機運の醸成

東京 2020 大会のレガシーを継承するとともに、今後開催が予定される各種国際大会の機運醸成の取組を推進します。

③西東京市体育協会との連携事業の充実

市は、NPO法人西東京市体育協会と連携して、西東京市総合体育大会や西東京市民スポーツまつりなど既存のスポーツイベントの充実に取り組みます。



【オランダ連携プロジェクトでの講演会の様子】

施策の柱（２）スポーツ情報の発信

市民がスポーツに関心を持ち、取り組み始めるきっかけづくりやスポーツ活動の継続を支援するため、SNS等を活用し、市のスポーツ事業や市にゆかりのある選手の活躍情報を発信します。

指標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和15年度)
スポーツに関する情報の SNSでの発信数	19件	50件

■施策

①スポーツ関連情報の一元的な管理・提供

分散しているスポーツ関連情報の一元的な管理・提供の方策を検討します。

②ICTを活用したスポーツの推進

ICTを活用し、スポーツへの関心喚起、行動変容につながる取組を推進していきます。

また、多様な主体との連携によるスポーツ・健康関連のデータの蓄積及び分析を行い、市のスポーツ施策などの検討に活用、市民へのフィードバックの仕組みづくりを検討します。

③公共スポーツ施設の利用促進【再掲】

さまざまな情報媒体を通して、市内の公共スポーツ施設の情報を全市的に発信するとともに、魅力的な事業を提供することによって、利用者・利用圏の拡大を図ります。

④スポーツ観戦情報の提供

トップアスリートが参加する競技大会だけではなく、市内で開催されるスポーツ大会や市内の学校、スポーツクラブなどが出場する大会の情報提供を推進します。

また、トップアスリートのパフォーマンスを実感したり、楽しんだりするために、市内外でのプロスポーツ観戦ツアーの企画を検討します。あわせて、各スポーツの観戦の楽しみ方のアドバイスの提供なども検討していきます。

⑤スポーツ相談窓口の充実

体力向上・健康増進イベントや活動場所の紹介などに関する市民の様々な相談に対応するため、相談窓口機能の充実や各関係機関の連携強化を促進します。

市民のみなさんのスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いする「スポーツ相談窓口」を令和4（2022）年10月から、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」の2階に開設しました。

スポーツ相談窓口は、体力向上・健康増進イベント・教室情報の提供や仲間づくり・生きがいづくりスポーツ団体やサークルの紹介、活動場所の紹介、人材の登録・紹介、スポーツに関する体の悩み等に関する相談を受け付けており、年齢や障害の有無に関わらず、どなたでもご利用いただけます。また、LINEでの相談も受け付けています。

Q カラダ、どうやって動かす？

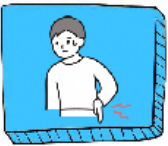
＼健康増進・体力向上／

スポーツ相談窓口でできる5つのこと



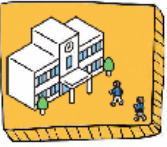
01
スポーツイベント・
教室情報の提供

初心者から参加できる
教室やイベントの情報
をお知らせします。



02
スポーツに関する
体の悩み相談

体の悩み解決に向けた
相談では、必要に応じ
て医療、柔道整復、鍼
灸などの情報提供をし
ます。



03
活動場所の紹介

市内でスポーツ・運動
のできる施設をご案内
します。



04
人材の登録・紹介

指導者・コーチ、審判員、
ボランティアの登録や
紹介をします。



05
スポーツ団体や
サークルの紹介

体を一緒に動かす
仲間を作りたい方、
趣味や生きがい探し
をしたい方のお手伝
いをします！

LINE友だち
登録はこちら



A

カラダを動かしたいと思ったら・・・
気軽にスポーツ相談窓口
にLINE相談してみましょう!!

問合せ：NPO法人西東京市体育協会 ☎042-452-7155

第 5 章

計画推進のための方策

1 各主体の役割

計画の推進に向けて、市民、スポーツクラブ・団体、民間事業者、地域活動団体などが、協力・連携を行い、それぞれが主体的にスポーツ推進に取り組むことで、スポーツにより市民が心身ともに健康で暮らすことができる活気と魅力あふれるまちづくりを目指します。そのためには、各主体に以下のような役割が期待されます。

（１）市民

それぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、スポーツを楽しみ、日々の暮らしを充実させることが期待されます。また、スポーツを通じた人や地域とのつながりを大事にし、スポーツを通じた地域活性化に貢献することが期待されます。

（２）スポーツクラブ・団体

市やNPO法人西東京市体育協会、民間事業者、地域活動団体などと連携しながら、市民のスポーツへの参加の機会の拡充、市民の多様なスポーツニーズへの対応、スポーツの楽しさ、魅力の発信を行うことが期待されます。

（３）民間事業者

指定管理者制度を活用し、公共スポーツ施設の管理・運営について、民間事業者の専門性を活かした市民の多様なスポーツニーズへの対応や、市と連携した市民のスポーツニーズや実態の把握を行うことが期待できます。

また、民間施設の活用については、関係機関と連携し、身近な空間・場所の有効活用が期待されます。

（４）地域活動団体

市民に身近な存在として、活動の中にスポーツを積極的に取り入れることによる団体内や地域の交流の促進、地域におけるスポーツ指導者・ボランティア人材の発掘などが期待されます。

（５）市

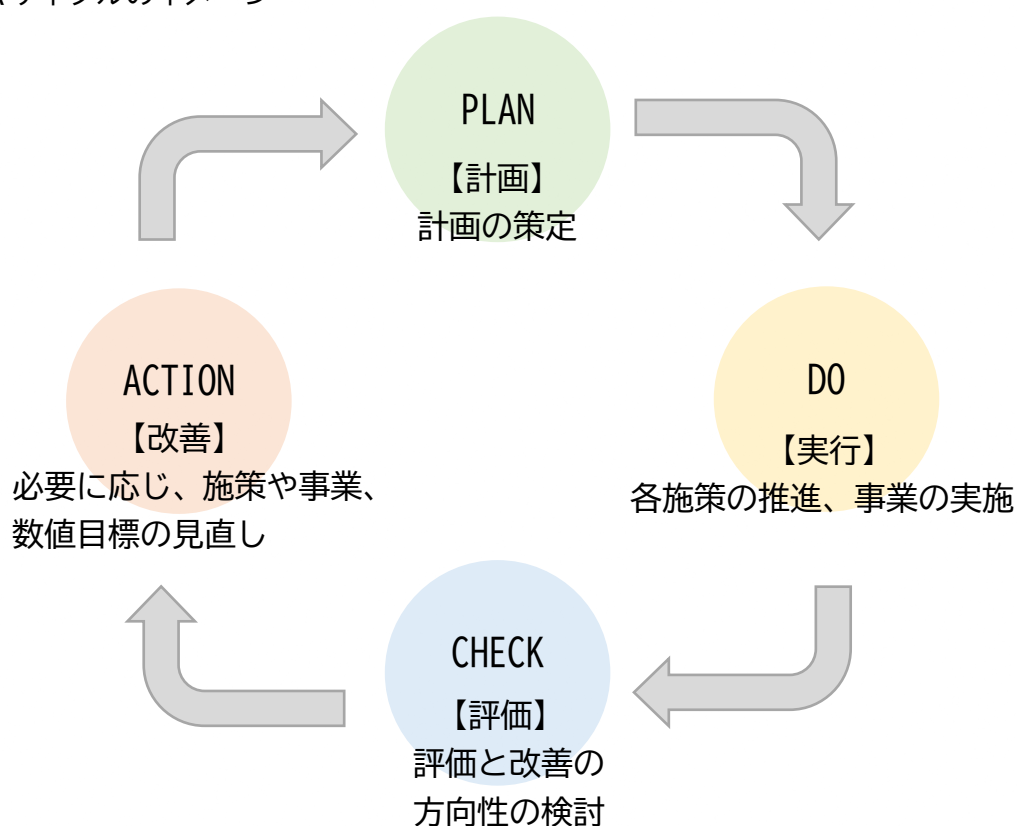
市民それぞれにとって楽しいスポーツを実現できるスポーツ環境づくりに努めることが期待されます。また、スポーツが、市民や地域社会にとって身近な存在となり、気軽に取り組めるよう、スポーツに関連する庁内各課と連携し、市民の生き生きとした暮らしの実現を目指した取組が期待されます。

2 計画の評価と進捗管理

本計画では、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のPDCAサイクルで計画を推進し、計画の目標を達成するために、実行に対する適切な評価とそれぞれに伴う改善を行っていきます。その際は、スポーツ推進審議会及び庁内における関係部署が、定期的な進行管理と実施状況の評価、見直しの役割を担います。具体的には、計画に掲げている各施策事業及び数値目標などについて、時代情勢やスポーツを取り巻く環境なども考慮しながら、必要に応じて数値及び計画の見直しを行います。

また、スポーツ推進は幅広い行政分野にまたがるため、庁内においても、複数部署間で情報の共有を促進していきます。

●PDCAサイクルのイメージ



資料編

1 第2期スポーツ推進計画策定の経緯

本計画は、スポーツ推進審議会で議論を行い、策定作業を進めました。また、令和4（2022）年度に実施した「西東京市スポーツに関する市民意識調査」や子ども・若者への意見聴取、令和5（2023）年11月から令和5（2023）年12月のパブリックコメントを通して得た市民の皆さまからのご意見・ご提案を反映しています。以下は、計画策定における経緯の概要です。

（1）スポーツ推進審議会での検討経過

令和4（2022）年度

	開催日	議題
第1回	令和4年5月11日(水)	○次期「西東京市スポーツ推進計画」の策定について
第2回	令和4年8月10日(水)	○西東京市スポーツ推進計画（市民意識調査）について
第3回	令和4年9月14日(水)	○西東京市スポーツ推進計画（市民意識調査）について
第4回	令和4年12月14日(水)	○西東京市スポーツ推進計画（市民意識調査等）について
第5回	令和5年1月18日(水)	○西東京市スポーツ推進計画（市民意識調査等）について
第6回	令和5年3月8日(水)	○西東京市スポーツ推進計画（市民意識調査等）について

令和5（2023）年度

	開催日	議題
第1回	令和5年4月12日(水)	○西東京市スポーツ推進計画策定について ○今後のスケジュールと想定する課題
第2回	令和5年6月14日(水)	○西東京市スポーツ推進計画について
第3回	令和5年9月6日(水)	○西東京市スポーツ推進計画について
第4回	令和5年10月11日(水)	○西東京市スポーツ推進計画について
第5回	令和6年1月10日(水)	○西東京市スポーツ推進計画（素案）令和5（2023）年11月現在 ○パブリックコメントの概要について ○西東京市スポーツ推進計画【概要版】案について
第6回	令和6年2月7日(水)	○西東京市スポーツ推進計画について

（2）「西東京市スポーツに関する市民意識調査」の実施

本計画を策定するにあたり、令和4（2022）年度に、「西東京市スポーツに関する市民意識調査」を実施しました。（14 ページ参照）

(3) 子ども・若者への意見聴取（ワークショップ）の実施

子ども・若者のスポーツを通じた地域の活性化に関する意見を把握するため、令和4（2022）年度にワークショップを実施しました。

テーマ	スポーツを通して地域を活性化するアイデアを出し合ってみよう	
対象	にしはらスポーツクラブ キッズチアダンス教室の生徒 小学生 13 名	ココスポ東伏見 バスケットボール教室の生徒 小、中学生 10 名
日時	令和5年1月15日（日） 10：00～11：00	令和5年1月20日（金） 19：00～20：00
方法	・対面式 ・6～8名程度でグループになり、付箋と模造紙を用いてアイデアを出し合い共有する ・グループで出されたアイデアで、「おもしろい」と感じた意見に投票する	
所要時間	60 分程度	

ワークショップで出された意見を以下のように整理しました。

	分類	件数
1	場・施設の充実	20
2	情報発信	18
3	普及啓発	18
4	参加機会の拡充	11
	合計	67



ワークショップの様子

(4) パブリックコメントの実施

実施期間	令和5年11月15日（水）～令和5年12月14日（木）
提出方法	持参、郵送、FAX、ホームページ

実施期間中に寄せられた意見を、以下のように整理しました。

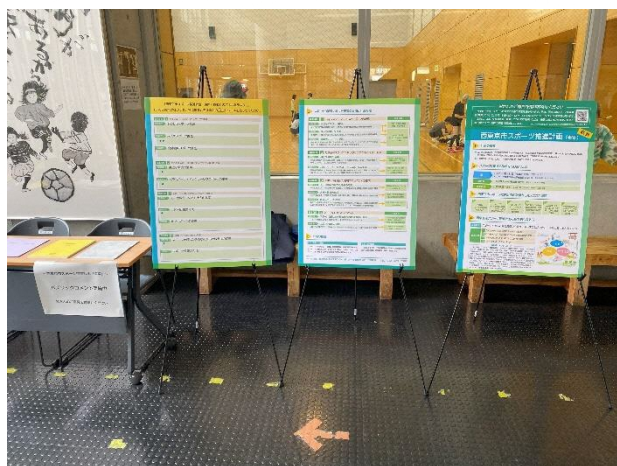
	分類	件数
1	テニスコート新設に関する意見要望	14 件
2	公共施設跡地（保谷庁舎跡地、旧ひばりが丘中学校跡地）活用に関する意見	7 件
3	MUFG PARK のテニスコート利用（補助等）に関する意見	4 件
4	学校施設活用（都立学校等）に関する意見	2 件
5	前計画と比較しての意見	2 件
6	公共スポーツ施設や民間施設活用に関する意見	2 件
7	用具の貸出や遊具等購入に関する補助金に関する意見	1 件
8	公園等に健康器具の設置に関する意見	1 件
9	指標に関する意見	1 件
	合計	34 件

また、パブリックコメントの実施期間中、西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者主催の「西東京市スポーツフェスティバル 2023（令和5年11月23日（木・祝））」の開催に合わせ、イベントを実施した会場のうち2施設（スポーツセンター、きらっと）で素案の概要パネルを展示し、来場者にアンケートを実施しました。

アンケートは、年代ごと（年少（0～14歳）、生産年齢（15～64歳）、高齢者（65歳以上））に、本計画における施策の柱のうち、特に重要と考えるものを、1人につき3つ選択し、シールを貼ってもらう方法で実施しました。

単位：枚

基本目標	施策の柱	0～14歳	15～64歳	65歳以上	合計
1	子どものスポーツ推進	53	64	2	119
	成人のスポーツ推進	7	28	1	36
	高齢者のスポーツ推進	9	26	20	55
2	身近な環境の活用	31	68	9	108
	パラスポーツ・インクルーシブスポーツの推進	8	16	5	29
3	人・地域がつながる機会の充実	12	23	6	41
	人材・組織の育成	2	17	5	24
	地域スポーツの推進	14	12	6	32
4	スポーツを通じた多様な市民の地域参加の促進	16	34	6	56
	スポーツ情報の発信	6	10	8	24
合計		158	298	68	524



※黄色：年少（～14歳）
青色：生産年齢（15～64歳）
赤色：高齢者（65歳以上）



パネル展示の様子

2 第2期スポーツ推進計画策定の体制

(1) 西東京市スポーツ推進審議会

①西東京市スポーツ推進審議会委員名簿

任期 令和3（2021）年7月1日～令和5（2023）年6月30日

区分	推薦団体	氏名	備考
社会体育の関係者	にしはらスポーツクラブ	吉田 稲吉	職務代理
	NPO法人西東京市体育協会	海老沢 進	
	地域団体	姉松 かつ代	
	公募市民	村上 博美	
学校体育の関係者	都立高等学校	岡谷 典幸	令和5年3月31日まで
		町田 康広	令和5年4月1日から
	小学校長会	湯浅 泰美	
	中学校長会	宮本 尚登	令和5年3月31日まで
		澤井 稔	令和5年4月1日から
スポーツに関する 学識経験者	専門的知識を有する者	岡田 純一	会長
	専門的知識を有する者	北岡 和彦	
	医師会	川村 健二	

任期 令和5（2023）年7月1日～令和7（2025）年6月30日

区分	推薦団体	氏名	備考
社会体育の関係者	にしはらスポーツクラブ	吉田 稲吉	職務代理
	NPO法人西東京市体育協会	海老沢 進	
	地域団体	姉松 かつ代	
	公募市民	村上 博美	
学校体育の関係者	都立高等学校	町田 康広	
	小学校長会	湯浅 泰美	
	中学校長会	澤井 稔	
スポーツに関する 学識経験者	専門的知識を有する者	岡田 純一	会長
	専門的知識を有する者	阿部 拓真	
	医師会	永田 靖彦	

②西東京市スポーツ推進審議会条例

平成13年6月29日条例第202号

改正

平成19年6月25日条例第50号

平成21年12月24日条例第49号

平成23年9月22日条例第23号

(設置)

第1条 西東京市におけるスポーツの推進を図るため、スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定により、西東京市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 社会体育の関係者

(2) 学校体育の関係者

(3) 前2号に掲げる者以外のスポーツに関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ審議会を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査及び検討させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第50号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月24日条例第49号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月22日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市スポーツ振興審議会条例（以下「旧条例」という。）の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員である者は、この条例による改正後の西東京市スポーツ推進審議会条例の規定による西東京市スポーツ推進審議会の委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員の残任期間とする。

③西東京市スポーツ推進審議会規則

平成22年3月31日規則第25号

改正

平成23年9月22日規則第45号

(趣旨)

第1条 西東京市スポーツ推進審議会条例(平成13年西東京市条例第202号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、西東京市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項はこの規則に定めるところによる。

(任務)

第2条 条例第2条に規定するスポーツの推進に関する重要事項とは、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ関係団体の育成に関すること。
- (5) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進のため市長が必要と認める事項に関すること。

(会議の招集方法)

第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)の招集は、会議の開催の日時、場所及び会議に付議する事項をあらかじめ各委員に通知して行う。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月22日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

3 西東京市の公共スポーツ関連施設

●西東京市のスポーツ施設

	施設名	所在地
1	スポーツセンター	中町 1 - 5 - 1
2	総合体育館	向台町 5 - 4 - 20
3	南町スポーツ・文化 交流センター「きらっと」	南町 5 - 6 - 5
4	武道場	東町 2 - 4 - 13
5	向台運動場	向台町 5 - 4
6	市民公園グラウンド	向台町 5 - 4
7	芝久保運動場	芝久保町 1 - 18
8	ひばりが丘総合運動場 「ひばリアム」	ひばりが丘 3 - 1
9	健康広場	栄町 1 - 12

●西東京市の公立小学校

	名称	所在地
1	田無小学校	田無町4-5-21
2	保谷小学校	保谷町1-3-35
3	保谷第一小学校	下保谷1-4-4
4	保谷第二小学校	柳沢4-2-11
5	谷戸小学校	緑町3-1-1
6	東伏見小学校	東伏見6-1-28
7	中原小学校	ひばりが丘2-6-25
8	向台小学校	向台町2-1-1
9	碧山小学校	中町5-11-4
10	芝久保小学校	芝久保町3-7-1
11	栄小学校	栄町2-10-9
12	谷戸第二小学校	谷戸町1-17-27
13	東小学校	東町6-2-33
14	柳沢小学校	南町2-12-37
15	上向台小学校	向台町6-7-28
16	本町小学校	保谷町1-14-23
17	住吉小学校	住吉町5-2-1
18	けやき小学校	芝久保町5-7-1

●西東京市の公立中学校

	名称	所在地
1	田無第一中学校	南町6-9-37
2	保谷中学校	保谷町1-17-4
3	田無第二中学校	北原町2-9-1
4	ひばりが丘中学校	ひばりが丘3-2-42
5	田無第三中学校	西原町3-4-1
6	青嵐中学校	北町2-13-17
7	柳沢中学校	柳沢3-8-22
8	田無第四中学校	向台町2-14-9
9	明保中学校	東町1-1-24

●西東京市の公立高等学校

	名称	所在地
1	保谷高等学校	住吉町5-8-23
2	田無高等学校	向台町5-4-34
3	田無工科高等学校	向台町1-9-1
4	田無特別支援学校	南町5-15-5

●西東京市の児童館・児童センター

	名称	所在地
1	田無児童館	田無町4-14-2
2	北原児童館	北原町1-16-2
3	ひばりが丘児童センター	ひばりが丘3-1-25
4	芝久保児童館	芝久保町1-16-18
5	下保谷児童センター	下保谷4-3-20
6	新町児童館	新町5-2-7
7	中町児童館	中町4-4-1
8	ひばりが丘北児童センター	ひばりが丘北1-6-8
9	西原北児童館	西原町4-5-96
10	田無柳沢児童センター	向台町1-7-25
11	保谷柳沢児童館	柳沢2-6-11

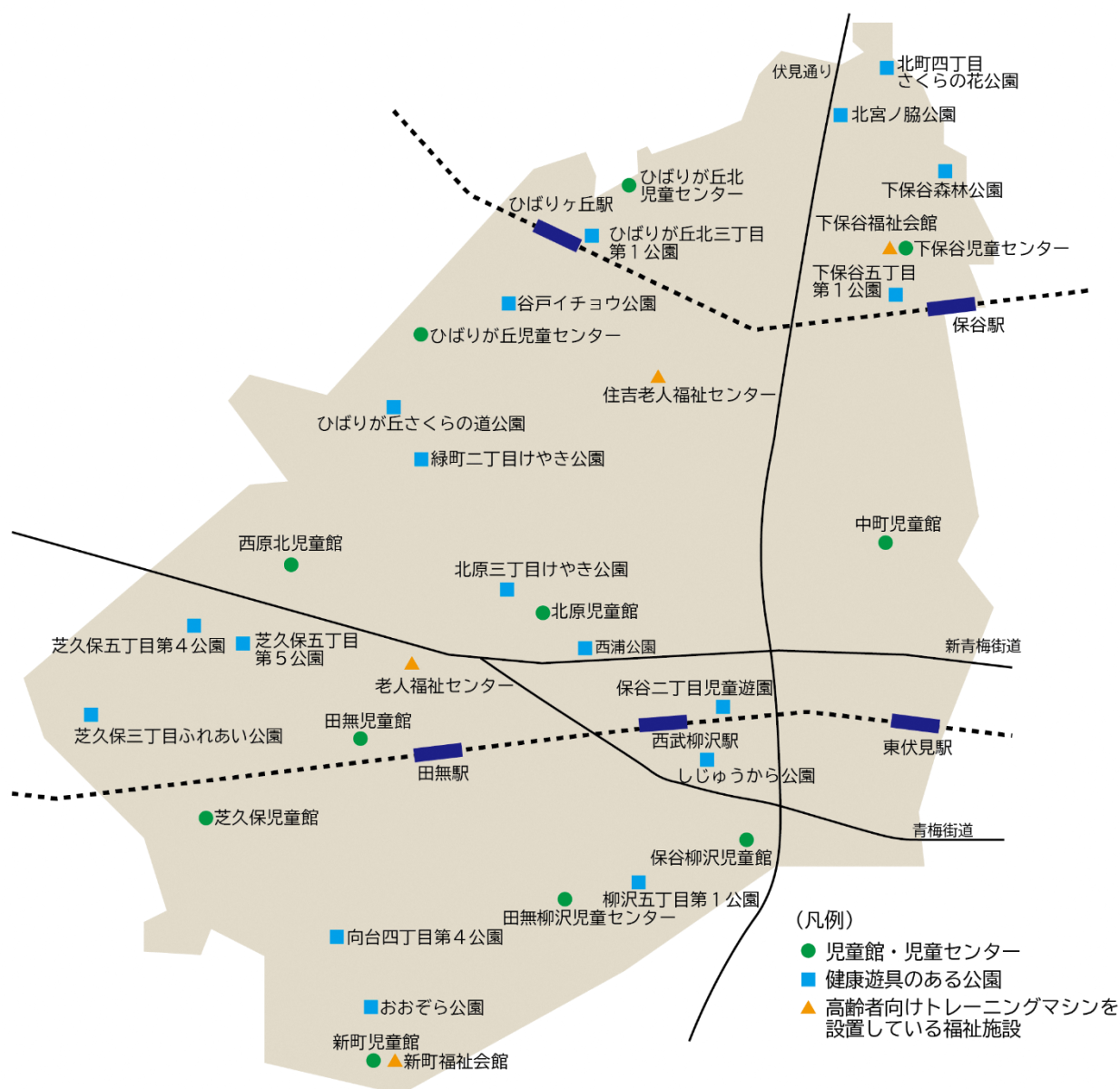
●西東京市の健康遊具のある公園

	名称	所在地
1	おおぞら公園	新町3-12
2	芝久保三丁目ふれあい公園	芝久保町3-19
3	西浦公園	保谷町5-18
4	谷戸イチョウ公園	谷戸町2-12
5	ひばりが丘さくらの道公園	ひばりが丘3-2
6	北宮ノ脇公園	北町5-4
7	下保谷森林公園	下保谷3-12
8	下保谷五丁目第1公園	下保谷5-14
9	向台四丁目第4公園	向台町4-20
10	芝久保五丁目第4公園	芝久保町5-2
11	芝久保五丁目第5公園	芝久保町5-2
12	しじゅうから公園	柳沢1-14
13	柳沢五丁目第1公園	柳沢5-8
14	保谷二丁目児童遊園	保谷町2-13
15	緑町二丁目けやき公園	緑町2-21
16	北原三丁目けやき公園	北原町3-3
17	ひばりが丘北三丁目第1公園	ひばりが丘北3-1
18	北町四丁目さくらの花公園	北町4-4

●西東京市の高齢者向けのトレーニングマシンを設置している福祉施設

	名称	所在地
1	下保谷福祉会館	下保谷4-3-20
2	新町福祉会館	新町5-2-7
3	住吉老人福祉センター	住吉町6-15-6（住吉会館内）
4	老人福祉センター	田無町5-5-12（田無総合福祉センター内）

●西東京市のスポーツ環境（公共スポーツ施設、公立学校、総合型地域スポーツクラブ以外）



令和6（2024）年3月現在

4 スポーツ基本法

平成 23 年法律第 78 号

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 スポーツ基本計画等（第九条・第十条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等（第十一条―第二十条）

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備（第二十一条―第二十四条）

第三節 競技水準の向上等（第二十五条―第二十九条）

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備（第三十条―第三十二条）

第五章 国の補助等（第三十三条―第三十五条）

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国

を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（スポーツ団体の努力）

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

（国民の参加及び支援の促進）

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

（スポーツ基本計画）

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調

整を図るものとする。

（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

（指導者等の養成等）

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ施設の整備等）

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

（学校施設の利用）

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努め

なければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増

進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

（地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等）

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ行事の実施及び奨励）

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

（スポーツの日の行事）

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定するスポーツの日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

（野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励）

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」という。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

（優秀なスポーツ選手の育成等）

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れ

た資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会）

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

- 2 全国障害者スポーツ大会は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。
- 3 国は、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

- 2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

（企業、大学等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

（スポーツ推進会議）

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

（スポーツ推進委員）

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

（国の補助）

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であつてその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

（地方公共団体の補助）

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し

必要な経費について、その一部を補助することができる。

（審議会等への諮問等）

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあっては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討）

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（スポーツの振興に関する計画に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

（スポーツ推進委員に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

附則 （平成二四年八月二二日法律第六七号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五条及び第七十三条の規定 公布の日

附則 （平成二六年六月二〇日法律第七六号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二八年五月二〇日法律第四七号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年六月二〇日法律第五六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定(「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める部分を除く。)並びに第二十七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年六月二〇日法律第五七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

5 用語解説

頭文字	用語	説明
あ行	I C T (アイシーティー)	Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。情報通信技術のこと。従来から使われていた IT (Information Technology:インフォメーション・テクノロジー) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。
	インクルーシブスポーツ	障害の有無や年齢、性別、国籍等を問わず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現に向けた取組を推進する、各人の適正にあったスポーツ活動のこと。
	S N S (エスエヌエス)	Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。 例) Facebook、Instagram、LINE、X (旧 Twitter) など
さ行	ささえるスポーツ	他者がスポーツをすることを支える活動のこと。イベントの運営やサポートを行うボランティアや競技の審判、監督、コーチなど、スポーツには支える存在も重要となる。スポーツ選手やチームの応援、企業等によるスポーツ用品や用具の提供、スポーツイベントへの協賛などもスポーツを支える活動に含まれる。
	シーズンスポーツ	季節に応じて競技を変えること。
	指定管理者制度	公の施設の管理者の範囲を民間事業者等まで広げることに より、住民サービスの向上や行政コストの縮減等を図る目的で創設された制度。原則的に指定管理者の選定に競争原理が働く上、民間経営の発想やノウハウが活かされることで、住民サービスの向上と行政コストの縮減等を達成できるものと期待されている。
	シニアスポーツ	高齢者スポーツのこと。元来、「体力を必要としないスポーツ」や「誰でも簡単にできるスポーツ」といった意味合いであったが、高齢者が行うスポーツ全般を意味するように変化してきている。
	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	令和元年 12 月に新たに発生した感染症で、世界的な大流行に至った。新型コロナウイルス感染症感染拡大により、令和 2 年に開催が予定されていた東京 2020 大会は 1 年の延期を余儀なくされた。 新型コロナウイルス感染症は、「新型インフルエンザ等感染症」(いわゆる 2 類相当) として位置づけられていたが、令和 5 年 5 月 8 日から「5 類感染症」に移行された。

頭文字	用語	説明
な行	ニュースポーツ	20 世紀後半以降に新しく考案されたスポーツで、年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるスポーツのこと。やさしいルールと誰でもできることが特徴。例えば、ソフトバレーボールやモルック、ゲートボールがある。
は行	パラスポーツ	「パラ」は「並行する」の意で、「もう一つのスポーツ」を表します。身体機能や知的発育などに障害がある人が行うスポーツ。広く障害者スポーツを表す言葉。 例) ボッチャ、車いすバスケットボールなど
	P D C A サイクル	P D C A サイクルとは、P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t i o n（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
	フレイル	「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。加齢に伴い心身の機能が低下し、健常な状態と要介護に至る中間的な状態を指す。適切な介入等により健常な状態に戻るという可逆性が含まれる。
ら行	ライフステージ	人の一生における加齢にともなう変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階。
	レジリエンス	レジリエンス（resilience）は、「回復力」「弾力性」「適応力」などの意味を持つ言葉で、物理的な弾性やしなやかさという意味で使われてきたが、転じて「困難な状況にあっても回復する精神力」という意味で様々な分野で用いられるようになっている。 前計画（計画期間：平成 26 年度から令和 5 年度）では、基本理念の一部にレジリエンスを掲げ、市民がスポーツを通して健康になり、自発性や協調性などの生きる力（＝レジリエンス）を高めることができるような取組を推進してきた。



第2期 西東京市スポーツ推進計画
令和6（2024）年 3月

編集・発行 西東京市生活文化スポーツ部スポーツ振興課

〒188-8666
西東京市南町五丁目6番13号
042-464-1311（代表）

第2期
西東京市スポーツ推進計画